

令和3年第3回定例会会議録（第4号）

令和3年9月17日

○出席議員（23名）

1番	榊田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	松崎智一君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	総務部長	末田信也君
企画戦略部長	安部政信君	観光・産業部長	松川幸路君
公営事業部長	上田亨君	市民福祉部長兼福祉事務所長	田辺裕君
いきいき健幸部長	内田剛君	建設部長	松屋益治郎君
市長公室長兼自治連携課長	山内弘美君	防災局長	白石修三君
教育部長	柏木正義君	消防長	須崎良一君
上下水道局次長	山内佳久君	総務課長	牧宏爾君
次長兼市民税課長	中島靖彦君	財政課長	矢野義知君
情報政策課長	新貝仁君	観光課長	日置伸夫君

生活環境課参事	原 田 勲 明 君	高齢者福祉課長	入 田 純 子 君
子育て支援課長	宇都宮 尚 代 君	子育て支援課参事	内 田 千 乃 君
いきいき健幸部次長	大 野 高 之 君	健康推進課長	樋 田 英 彦 君
都市計画課長	籠 田 真一郎 君	教育政策課長	奥 茂 夫 君
学校教育課長	北 村 俊 雄 君	学校教育課参事	利 光 聡 典 君
消防本部警防課長	井 元 隆 文 君		

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長	藤 内 洋 一	総 務 係 長	市 原 祐 一
主 査	浜 崎 憲 幸	主 査	松 尾 麻 里
主 任	佐 藤 雅 俊	速 記 者	桐 生 能 成

○議事日程表（第4号）

令和3年9月17日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○21番（堀本博行君） 通告の順に従って質問を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

その前に、今日は、大分合同新聞の1面の下の広告欄に「万事オーライ」の本の広告が載っておりました。これは、私もずっと合同新聞を切り抜いて読んでおりました、本当に別府観光の根源といますか、源といますか、これを勉強した思いであります。

その中で、油屋正一さんが生まれる場面も出ておりました。その中で、二、三年前でしたか、私が議長のときに正一さんを囲んで亀の井ホテルで懇親会があったのを思い出しまして、あの場面を読んで、この赤ちゃんがあのおじいちゃんか、こんな思いも思い出したわけであります。同時に、亡くなった萩野・前議長が一生懸命お世話をしたことも覚えておりました。その中でも感動的な中身というのが、油屋熊八さんと若くして知り合って熊八さんを陰で支えたと言われる梅田凡平さんですね。彼が若くして亡くなる場面も、涙ながらに読んだ記憶が思い出されました。

先般の、1か月ぐらい前でしたか、合同新聞の識者の欄に市外の方だったと思うのですが、この「万事オーライ」を読んで、「これが朝ドラになればいいな」なんていってね、こういう記事が載っておりました。私も常々、大河ドラマとまではいかぬでも、朝ドラぐらいになると全国的に改めて別府観光が発信できるのではないかという、そういう思いもあります。

市長、ぜひ働きかけをやっていただきたい。そんな思いで今日は広告を見ておりました。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

通告の順に行きますが、ワクチン接種についてからでございますが、このワクチン、コロナももうこの年末ではや2年になろうというふうなところまで来ました。当初は、ここまで長引くというふうなことは誰も思っていなかったというふうに言われておりましたが、2年になろうとして、いまだに出口が見えないというふうなことがあるわけであります。その中で昨年の1年半、振り返ってみますと、昨年の4月、いわゆる第1波が訪れる。そして去年の8月、夏を中心に第2波、昨年の12月から1月にかけて第3波、そして今年のゴールデンウィークを中心に第4波。そして今、今年7月・8月で第5波というふうな形になっているわけであります。第1波、2波と比べて3波、4波、そして今回の第5波になると感染者数も爆発的に伸びて6,000人、7,000人という数が連日報道されてきております。

こういった状況であります、そんな中でも、まさに希望の光といますか、唯一の希望の光が、ワクチン接種の接種率の向上というふうなことであろうと私は思っているところあります。

今日の大分合同の新聞にも出ておりました。県下で2回接種した人が52.8%というふうなことで数字が出ておりました。特に1回以上接種した人も63%を超えた。そしてまた、全国的には65歳以上の方々では88%、90%近くが2回の接種を終えたと、こういうふうな報道もなされております。欧米並みに近づいてきたなというふうなところではあります、実際的にはワクチンの効果というふうなものも様々に報道されております。今年の1月、新規感染者のうち未接種者は、10万人当たり59.9人が感染したのに対し、2回接種した人は4.5人だというふうなところあります。特に65歳以上の高齢者は、この7月、8月で感染者が10万人以上抑制をされた、また死亡者も8,000人以上少なくなった、こ

のようにも推計をされております。まさしくワクチンの効果ははっきり現れてきているというふうなところであります。

また、別の報告では、厚労省の報告では、日本では重症化リスクの高い高齢者を優先接種したことで、今年の8月の流行第5波では、これまでよりも死者数を抑えるなど、はっきりと効果が現れ始めている。4月、5月の第4波と比べ8月の第5波は、感染者が3倍弱だったのに対し死者は6割減であった、こういうふうな報道であります。このワクチンの効果が明確に出ているというふうな報道でございます。

一方で、ワクチンを打てない、病気があって打てない。そしてまた、いろんな自分のいわゆる信条的なものもあるのでしょうか、打たないというふうな方々も一定数いらっしゃるというふうなことも、これは事実であります。海外でも7割の壁が厚く立ちはだかっているというふうなことも言われておりますが、まさに集団免疫が現れる8割、9割の接種が必要であるというふうにも言われておる中であります。別府市の現状、こういったものを若干お尋ねしてまいりたいと思っております。

高齢者から先行接種が始まったわけではありますが、ある程度順調に高齢者の部分が進んできました。そして、65歳以下からの予約が順次計画的に始まったわけではありますが、そういった中でいつとしまして前倒しの広報、お知らせが来たわけではありますが、この前倒しをした理由、これをまず簡単にお示してください。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

65歳以上の高齢者の方の予約を終えてから、60歳以上の方や基礎疾患をお持ちの方の予約を7月19日に行いました。その際に50歳代は8月、40歳代は9月上旬、30歳代は9月下旬、29歳以下は10月以降とお知らせをいたしました。

しかし、実際の予約開始日は、50歳代は予定どおり8月2日でしたが、40歳代、30歳代を8月10日、29歳以下を8月23日と大幅に前倒しいたしました。これは、各年齢層での予約数が想定を下回り、用意した接種枠が余るようになったためですが、8月下旬より市内で感染拡大の状況となったことを受け、予約数は増加傾向となり、予約枠に余りが生ずるような事態は解消されております。

○21番（堀本博行君） また、昨日の18番議員の質疑の中で、具体的にいわゆる希望者の数についても、別府市民の8割を10月末までというふうな御答弁がありました。そして、12歳以上については90%というふうな答弁がありました。また、具体的に年代別でも接種率の答弁がありました。10代、20代、30代、それから65歳以上、平均が56%というふうな答弁もあったわけでもあります。これもお聞きしようと思っておりましたが、答弁がございましたので割愛をしたいと思っておりますが、実際的にやっぱり高齢者、高齢の方々の接種率は高いけれども、若い世代、若年層というふうな、特に高校生、中学生となると非常にだんだん少なくなっている。これは全国的な傾向であろうというふうに思っておりますが、この別府市の今後の具体的な接種の進め方、確認も含めてこれも御答弁をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

現在、ワクチン接種は順調に進んでおり、国からのワクチンが安定的に供給されると判断し、12歳以上の方の80%を10月末までにおおむね終了する見込みとなっております。

新型コロナワクチン接種事業は、令和4年2月末までが事業期間となっておりますので、11月以降においても接種を希望される方に対応できるよう、べっぶアリーナと、あと市内小児科医で規模を縮小しつつ接種を継続する方向で考えております。

○21番（堀本博行君） その中でも先ほど申し上げました、気になるのが全国的に言われております若年層、若者の接種率の低さということでもあります。市民全体で例えば8割が、10月末までに8割というふうなことが達成したというふうな、そういうふうな、達成し

たとしても、年代別にこれまた分析をすると、高齢者の方々がいわゆる接種率を引き上げているという、それはクロスして8割というふうなことになるのでありましょう。こういったふうなことを考えると、これも新聞記事にありました、厚生労働省の新型コロナ対策を助言する専門家組織の脇田隆字座長、彼が、これまでは感染が若い人に始まり高齢者で終わるパターンだったが、今回は若者が増えて若者で終わる。接種が進み、高齢者施設、いわゆる施設、それから病院のクラスター、こういったものが起きにくくなった、このような分析もしております。若者にいわゆる感染者が増えて重症者が増えていくというふうな意味なのでありましょうけれども、こういうふうなことでもありました。

この若者、若年層に対する広報の在り方は、なかなか難しい問題ではありますが、それと12歳以上の、12歳以上といえば小学校6年生以上ということになるのでありましょうけれども、中学生、高校生、この年代は、いわゆる情報源というのが皆ネットです。ネットで、新聞なんというのはほとんど読まないという、私の周りの中学生がそういうふうに言うておりましたが、こういった中で間違った情報、こういったものもかなり氾濫をしております。

私は毎日銭湯に行くのですが、そこに土建屋のお父さんと中学生の、西中学校の野球部中学2年生というのが一緒にお風呂に来るのですが、いろいろ話をする中で、「僕はワクチン接種打つか」と言ったら、「僕は打たぬ」とか言うておったから、「何で打たぬの」と言ったら、いろいろ何か、「怖いもの」とか何とか言うて、お父さんに「お父さん、打つように言うてください」と言ったけれども、「いや、おれの言うことは聞かぬ、この子は」と言うてね、というふうな、大体中学、高校になるともう親の言うことは聞きませんし、聞かない子がそういうふうに言うておりましたが、そういうふうなことで正しくやっぱり、子どもたちに正しい情報を教えるというふうなことでは、そのお父さんと風呂で話をしておって、「やっぱり学校の先生がちゃんと言うてもらわぬといかぬわ」という話もしていました。「やっぱり学校の先生の話はみんなよく聞くので、学校の先生が接種の話をしてくれるといいのだから。あえて言えば、学校で集団接種をしてくれると一番いいのだから」、こういうふうな話もしておりましたが、そうもいかないというふうなこともあるわけでありま

す。よく言ういわゆるフェイクニュースとか、その代表的なものがいろいろ取り沙汰されておりますが、その中で特にSNSなんかで見られるワクチンデマという中で、ワクチンを打つとマイクロチップが埋め込まれるとか、ワクチンで遺伝子が操作される等々、悪意を持った内容が非常に多い。これらの荒唐無稽なこんなデマは、海外の人はかなり信じる人が多いのだけれども、日本はあまり信じる人は、一定程度はいるかもしれぬけれども、いない。なぜいないかという、これは教育水準の高さというふうにも言われております。一方で根強いのが、ワクチンで不妊になる。こういうふうなことも口コミで広がっているというふうなことも言われております。

長崎大学の大学院の森内浩幸教授、若者向け接種促進については、著名人など若者に共感を得られやすい人にワクチン接種の必要性やコロナ感染によるリスク等々を発信してもらうことも有効なのではないかというふうなことも言われておりましたが、そこで、様々申し上げましたけれども、このワクチン接種の若者、いわゆる若年層、こういった方々の接種率を上げるために当局として何か考えがあればお伺いをしたいと思います、いかがでしょうか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

広報につきましては、これまで行ってきた接種券の同封チラシ、市報、市公式ホームページ、LINEの市公式アカウントでの広報に加え、駅や商業施設でのポスター掲示、小中学校を通じて接種開始のプリント配布を行っております。

接種は強制するものではなく、あくまでも本人の意思に基づき行っていただくものであるので、今後も接種のメリット・デメリットについて正しい情報をしっかり広報し、接種の御判断をいただきたいと考えております。

今後も、できるだけ多くの方に接種していただくため、特に若年層の方へ有効なPRを行い、接種率を伸ばすことにより感染予防に努めていきたいと考えております。

○21番（堀本博行君） ありがとうございます。といっても、決定的な方法はなかなか見つからないというのが現状でありましょう。

先ほど答弁がございました10月末までに12歳以上が90%、市民全体で80%ということ、ぜひまた鋭意努力をしていただいで達成をしていただきたい、このように思うわけでありませう。

反面、国としてもこのワクチン接種が進めば、ワクチンパスポートとか様々ないわゆる規制緩和につながるような動きも出始めております。昨日、今日の報道でもかなり国レベルで規制を段階的に、そして試験的に、実験的にいわゆる解除していくというふうなことも議論されております。もちろん人間の命に関わるコロナでありますけれども、経済そのものもこれまた人間を支える命でありますから、同じような思いでこれについてもやっていかなければいけないというふうに思っているところであります。

そういったものも含めてこのワクチン後の別府の年末年始、来年、いわゆる「アフターコロナ」、「ポストコロナ」、そして「ウイズコロナ」という言葉がいろいろ使われておりますが、そういったことも含めて、いわゆる経済対策も含めて市長のこれからの思い、この熱い思いを我々議会、そしてまた別府市民にお伝えをいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、ワクチン接種が希望者に随分早いスピードで、別府もそうですし、全国的にも広がってきたと。これはメリット・デメリットありますけれども、メリットのほう明らかに上回っているというのは、これは数字を見ても明らかだと思いますので、このことをしっかり別府市の中でも広報して、できるだけ多くの方に早期にワクチンを接種する。その体制をしっかりと今後も継続して、3回目のブースターの話も出ていますが、医療従事者からですね。また来年は3回目をというような話も具体的に出てくると思いますので、そういう体制をしっかりと、いつ何どきそういう状況になっても対応できるようにするということがまず大事かなというふうに思っています。

あと、別府はPCR検査センター、抗原検査も含めますけれども、これが12月まで皆様方の御協力によって実現しそうだということでもありますので、このことをとにかく市民の皆さん方が不安に思ったときにいつでも検査できるという、早期に発見をして、できるだけ早期に感染の予防、これを抑制していくというこの体制をしっかりと整えていくということが、別府市としてまずやるべきことかなというふうに思っています。

経済対策と感染予防を同時にやっていかなければいけないというふうに私も常々言ってきましたけれども、やっぱりエビデンスに基づいたワクチン接種が進んで、だから報道規制も緩和していこうという話、これは当然やっていかなければいけないというふうに思っています。10月から福岡もそのテストケースの都市に選ばれるのではないかなというふうな、これは新聞報道でも載ってました。エビデンスに基づいてしっかりとやるところと、市民の皆さん方の感情に寄り添ってやっていかなければいけないという、この2面、2つの側面があるのだろうというふうに思いますので、私は、現状は、1年通じてしっかり経済活動をしつつ抑制にも努めるというやり方を国、県、市、それぞれが連携してやっていくことが、これが一番いいことだと思っておりますが、現状は、当面これから先、もうちょっとは予防の期間をとにかく短くする、2週間とか3週間しっかりと予防をして、で

きるだけ経済活動ができる期間を数か月間延ばしてやっていくというようなことが、やっぱりこれが現実的なのかなというふうに思っています。

国、県、市、それぞれ役割は違うと思いますが、我々もいつでも経済対策が打てるように内部では毎日協議をしておりますので、力強く市民の皆さん方にメッセージを送ることができるような経済対策、それから感染予防、両方の面でしっかりこれからも取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、皆様方の御支援と御協力もよろしくお願い申し上げます。

○21番（堀本博行君） どうもありがとうございました。

いずれにしても接種率の向上が第一だと思います。向上に向けて全力を挙げて当局をお願いを申し上げたい、このように思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の項目に行きたいと思えます。生活困窮者支援、この件について質問をさせていただきたいと思えますが、これは幾度となくやり取りをこの議場でもさせていただきました。大きな——昨日の御答弁の中にもありました——4つの支援策そのものが、一つ一つ大きな金額が積み上がって大変な金額になっているなど。そういうふうないわゆる制度そのものを延長という、そういうふうな形でやってきてはおりますが、なかなか行き先が見えない、こんな状態です。

実は私の同級生に独り親家庭で若い頃から頑張っていた友人がいるのでありますが、彼が三、四か月前相談に来て、「堀本ちゃん、どうもきついのだ」というふうな話をしながら、この制度のことを教えてあげました。それで、早速社協に行って相談した、恐縮しながら相談したところが、社協の職員が本当に丁寧に丁寧に教えていただいて、借入れができたということで、この3か月何とか乗り切って仕事がうまく回り始めた、こういうふうな話もいただきまして、本当に喜んでいるところであります。こういうケースはまれといえばまれなのでありましようけれども、そういった中で大変な申請者数、これは3月で1回お聞きをしたのでありますが、それ以後も変わらず増え続けているという、こういう状態です。

具体的な御答弁は昨日いただきましたので、重ねて聞くことはいたしません。その後、いわゆる総合支援金の再貸付け等々が終了した後、特例貸付けの中で様々な支援策が今年の7月から始まっておりますが、感染症生活困窮者自立支援金事業というふうに言われておりますが、この件について事業の概要、そして現時点での支給決定の件数、そして額、さらには申請期間が、これはいつまでなのか。この3点についてお答えください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、議員おっしゃるとおり新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に社会福祉協議会による総合支援資金の再貸付けが終了するなどにより、特例貸付けを御利用できない世帯などに対して、基本は就労による自立を図るため、また1か月2回以上のハローワークで就職相談等を受ける条件等ありますが、お申込みいただいた方で単身世帯が6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯は10万円を3か月支給するものです。

令和3年7月から8月末までの支給決定世帯は、単身世帯が121件、2人世帯49件、3人以上の世帯が38件の計208世帯であります。支給額は、8月末時点で2,264万円となっております。

また申請期限は、当初令和3年8月末でありましたが、総合支援資金の再貸付けと同様に令和3年の11月末までに延長となっております。

○21番（堀本博行君） 大変厳しい生活困窮が、これからも続いていくわけであり。この件については、引き続き注視をしながら12月に向けてまた議会でもやり取りをさせていただきたい、このように思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは次、次と申しますか、項目は3項目しか上げておりませんので、最後の項目になります。生理の貧困ということで上げさせていただきました。

この問題は、私も、我が党の中でも女性局が全国的に取り組を展開している1つの項目であります。我々別府市議団はやろうばかりなので、女性がいないので私が代表して質問させていただきたいと思いますが、実はこの件は、今年の4月の6日にNHKの「クローズアップ現代」というテレビの番組で「生理の貧困 社会を動かす女性たち」、こういう題名で番組があったようであります。また、その前の3月4日、NHKの「おはようニッポン」で、学生の5人に1人が生理用品の入手に苦労している、こういった報道、そしてまた日本でもいわゆる生理の貧困ということが広がっている実態が報道されて以来、一気に注目を集めるようになったというふうに言われております。

この問題については、ここ数年、世界各地でこのコロナ禍の中で大きなうねりになっており、制度や法律を変えるほどになっているというふうに言われております。背景には、ネットを通じて女性たちの声なき声がシェアをされるようになったこと、そして、さらには各国で女性議員の数が増えてきて、女性の視点を入れた法改正並びにそういった方向に進むようになったこと、また経済的格差の問題だけではなく、女性全体の不平等、こういった観点からも捉えられるようになったということが大きな起因だというふうに言われております。

こういったことが言われる中で、言わばこの問題は女性の問題ということだけではなく、まさに今、日本各地でも様々な取組がなされておりますが、政治課題の一つというふうに言われるように、そういった思いで今日は質問をさせていただきました。

この問題が報道されたのは、今年の3月、それまでは日本で生理用品を買えない人なんていない、こういうふうに考えられていたのですが、今では社会問題として広く知られるようになってきております。いわゆる政治や行政からも大きな関心を集め、政府が発表したいわゆる骨太の方針でも政策課題として向き合うことが明記をされております。具体的には「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」の中でも、健康や尊厳に関する重要課題、このようにも指摘をされているところであります。

国の全国調査では、今年の7月時点で全国581の自治体や学校や役所で無償配布を実施、または検討していることが明らかになっております。また、5月の時点での調査の段階で255の自治体だったのが倍以上、この2か月で倍以上の増加をしているというふうな全国的な流れもあるわけでありまして。この報道の中で全国都道府県別では、実施自治体別では取組の一番進んでいる広島県が、自治体の79%がもう実施または検討と、そして東京都では76%、神奈川では74%。逆に低いほうでは鹿児島が2%、佐賀、長崎で5%というふうな数字も出ております。まさに全国的には取組がしっかりと格差が広がってきている、こういうふうなことも言えると思っておりますが、その中で全国的にクローズアップをされておりますが、その背景にコロナによる経済的な困窮がもちろん上げられますが、収入が減り買えない、こういった女性の悲痛な声が多く聞かれ、その声を受けて全国的に自治体も解決に向けて動き出しております。

全国的な動きは申し上げたとおりであります。九州、そして大分県内、この現状、分かればお示しをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課参事（内田千乃君） お答えいたします。

生理の貧困とは、議員さんがおっしゃるとおり、経済的な理由などにより生理用品の購入や利用することができない状況を指します。

議員さんのおっしゃった令和3年7月20日時点での内閣府が行った全国自治体の取組状況の調査結果によりますと、県での取組を含め九州で取組を行っている自治体は、福岡県が16、沖縄県10、宮崎県5、熊本県6、佐賀県、長崎県、大分県は各1自治体となっ

ており、県内では豊後大野市が取組を行っています。

また、支援物資である生理用品の調達方法といたしましては、防災用の備蓄を活用している自治体が最も多く、次いで予備費の活用や新規に予算措置を講じている自治体、企業や住民からの寄附を受けている自治体もありました。

- 21番（堀本博行君） 今答弁ございましたように、比較的少ないと言われる九州、そして大分県内でも動き始めております。

別府市として今後の方向性、どのようにお考えなのか、まずお示しをいただきたいと思っております。

- 子育て支援課参事（内田千乃君） お答えいたします。

生理の貧困は、単に経済的困窮以外にも、父子家庭のため恥ずかしくて父親に言えず羞恥心が要因になっている場合や、ネグレクトで親が生理用品を買ってくれない、虐待されていて親に言えないなど、家族の無理解や家庭環境に起因するものなどが含まれているケースがあります。

別府市では、今年度から子育て支援訪問事業といたしまして、支援が必要であるにもかかわらず行政機関や地域の支援につながらない家庭や、要保護児童対策地域協議会で見守りを行っている家庭等、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問を通じ生理用品等を配布する事業を行っています。訪問時には困り事や悩みがないか声かけを行い、実情に応じて福祉サービス等の御提案をしたり、関係機関につないでおります。

生理の貧困につきましては、女性の整理に関する問題として捉えるだけではなく、その要因となる家庭環境等も含め社会全体の問題と認識し、今後とも幅広い取組を行ってまいりたいと考えております。

- 21番（堀本博行君） ありがとうございます。この問題で、コロナ禍の中でいわゆる家庭環境、いわゆる経済的な理由も含めて大変厳しい状況が安易に想像されるわけでありませう。そういった中でそういうふうなものいわゆる経済的なあおり、これは受けるのも子どもたちであろうというふうに思うわけでありませう。

そういった中で今答弁の中でもございましたけれども、単なる経済的困窮以外にもいわゆる父子家庭の子どもたち、恥ずかしくて父親に相談ができない、こういった問題。またネグレクトの問題、虐待の問題等々、家庭のいわゆる無理解、家庭環境の厳しさ、こういったふうなもの全て子どもたちがあおりを受けるというふうなことも、これは明らかであります。様々な原因はありますが、こういった問題というのはなかなか表面的に現れにくい、こういう面もあるわけでありませう。

そんな中で、今年になって大分市の女性団体の方々が、小学校、中学校のトイレに常時無償で設置を、こういった要望をしております。大分市の教育委員会の方が言うところがありますが、また全国的にも小中学校のトイレに設置をする、こういう自治体も出てきておりますが、このことについての当局の見解をお尋ねしたいと思っております。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

小中学校では、全ての学校の保健室に生理用品を常備し、必要とする児童生徒に渡しているところでございます。家庭と連携して支援を行っている子どももいます。

コロナ禍により利用の頻度が増えた状況については、現時点では見受けられませんが、生理用品が欲しいと言いつけない子どもへの具体的な配慮を進めていく必要があると捉えているところでございます。

今後は、貧困のみならず、家庭の状況等により子どもが生理用品に関して困りを感じている可能性があること、また生理用品が欲しいと言いつけない子どもへの支援が必要であることについて、改めて各学校に周知するとともに、トイレへの設置も含めた子どもの心情に配慮した対応について、学校関係者等との協議を進め、具体的な支援をできるだけ早

く開始したいと思います。

- 21番（堀本博行君） ありがとうございます。今、いい答弁をいただきましたけれども、トイレの設置も含めた子どもの心情に配慮した対応について、学校関係者と協議を進め、具体的な支援をできるだけ早く開始したい、こういうふうな御答弁でございました。積極的に取り組んでいただく姿勢を高く評価したいと思いますし、まさに長野市長が標榜する「市民に寄り添う」、「子どもたちに寄り添う」という、こういった観点が反映されている答弁だというふうに思っているところであります。早期実現を強くお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

- 3番（美馬恭子君） 教員の働き方改革・教員免許更新について、最初に質問いたします。

働き方改革推進法案が出されて、通達も出ています。その中でICT化に向けた5か年計画も出されていますが、GIGAスクール構想がここまで早急に進むとは、そのときには思われていなかったと思います。しかし、コロナ禍の中でGIGAスクール構想が前倒しとなり、また感染予防のために学校での密を避ける目的などでオンライン授業も始まりました。タブレットの支給、子どもたちへの指導、オンライン授業に向けた準備など早急に進められているのが現状ではないでしょうか。

戸惑いは、子どもたち以上に家庭にもあります。その家庭を含めていかに指導していくのかは、教師の双肩にかかっているととっても過言ではないでしょう。この間、スクールサポートスタッフの導入や学習指導員の導入なども行われてきていますが、現状はどうでしょうか。

そこで、伺います。働き方改革としては、どの程度進んでいるのでしょうか。また、実際に学校での教職員の長時間勤務は改善されてきているのでしょうか。

（議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く）

- 学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

別府市では、平成30年3月に策定した別府市立学校業務改善計画に基づき、市教委主催の研修や会議の縮減、調査報告書等の簡素化、スクールサポートスタッフや部活動指導員の配置などの人的支援等の取組を進めてまいりました。研修や会議の縮減については、令和2年度末に平成29年度と比較して約33%の縮減が実現し、教職員の超過勤務も減少傾向が見られております。しかしながら、コロナ禍の中で校内の感染対策など新たな業務が生じている状況であり、依然として教職員の長時間勤務が解消できていない実態を踏まえ、今後も一層の改善を進めていく必要があると考えております。

- 3番（美馬恭子君） もう一つ教師の中で大きな負担となっているのが、教員免許の更新講習、これは2年間で30時間以上の講習を受けるということのようですが、「一度現場を俯瞰する機会をいただいている」、「現代的な教育課題や現代的な教育の意義を見詰め直す機会としても重要である」、「教員の行う教育活動によい影響を与えている」などの声が多く聞かれている反面、対象になる先生方からは、「受講したいが、研修を受けられない」、「最新の知識等の習得に照らせば、労力に対する効果については大変疑問である」、「教師は学び続ける必要があるが、そのことが教員免許とひもづいている必要があるのか」など、多くの疑問の意見も聞かれています。

「教師の働き方改革推進の中で逆行しているのではないか」という声も踏まえて、中教審の小委員会から、教員免許更新制が発展的解消という事実上の働き方改革という事実上の廃止を求める方向性が示されたことを受けて、文部科学大臣が廃止の方針を表明しましたが、この発展的解消とは、どのような意味か教えてください。

- 学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

中教審の教員免許更新制小委員会の審議のまとめでは、「教師として必要な資質・能力を保持するためには、教師の主体的な姿勢の尊重、学びの内容の多様性の尊重、自らの経

験や他者から学ぶといった現場の経験を重視した新たな教師の学びの姿の実現に向けた方策が必要である」と述べています。その方策により、教師の学びの契機と機会を提供することで、これまで教員免許更新制が制度的に担保してきたものを総じて代替することができるという考えを「発展的解消」と表現しております。

- 3番(美馬恭子君) どのような職業も、新しい知識を得てそれを積み重ねていくことはとても大切だと思います。特に免許を持つ仕事を続ける職業、学び続け最新の知識を持ち続けることが本当に大切になってきます。それは知識や技術を得るために時間を確保していくということでしょう。これが今、「自主努力」などと言われていますが、働き続けるために雇用者が時間をつくる努力に積極的に協力していくことも必要ではないでしょうか。その面で「発展的解消」と言われているのだらうと理解いたしました。

引き続きまして、コロナ禍の中で2学期以降の行事はどのように実施されていくのか伺いたいと思います。

今、小学校も中学校も2年間、コロナ禍の中で行事もなく、また変更されてきています。特に今の中学2年生は中学校に入学してから様々な行事が中止や縮小となっていますが、これはどのようになっているのでしょうか。

- 学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

学校行事は、子どもたちの学校生活に潤いや秩序と変化を与え、思い出に残るなど有意義な教育活動であると考えています。このような考えから、2学期以降に予定されている運動会や体育大会、修学旅行、文化祭等の行事については、それぞれの行事の意義や必要性を踏まえ、コロナ禍の中であっても感染対策を徹底した上で可能な限り実施していきたいと考えております。

また、これまでに様々な行事が延期や縮小となったことによる児童生徒の心情を踏まえ、多くの制限の中での実施であっても、子どもたちが達成感と充実感を味わえるよう創意工夫し、心に残る行事となるよう尽力してまいります。

- 3番(美馬恭子君) 全国一斉休校に始まって各種行事の中止や、密にならないようにと教室の配置も変化させたり、今まで考えられなかった給食は黙食、クラブ活動の時間短縮など、本当に先の見えない状況になってきています。今お話しされたように、感染対策をしっかりされて、少しでも思い出に残る行事が実施されることを本当に心から応援していきたいと考えています。

3年生は、昨年、修学旅行に行けませんでした。受験も控えています。子どもたちも親も本当に不安なことでしょう。今から先も考え悩むことも多い学校現場ではあると思いますが、子どもたちの意見を取り入れて一緒に新しい学校生活をつくっていただきたいと心から願っています。

さて、次に行きます。通学路に関してです。

通学路に関しては、私も何度か県事務所に伺ったりもしてきました。しかし、なかなか大きな改善には至っていません。本年度は、7月にありました千葉県での事故などもあり、本当に人ごとではないと思っています。通学路の安全点検は、平成24年度から毎年実施されていると聞いています。市内の通学路を見てみると、道幅や歩道が狭く、車が通る際に子どもがよけなければならないような箇所も多く見受けられます。また、そのような中で自転車乗車用のヘルメットの着用は、小中学生には浸透していないようにも見受けられます。子どもの安全に向けた通学路の点検整備、どのように行われているのか教えてください。

- 学校教育課参事(利光聡典君) お答えいたします。

各学校は、毎年通学路点検を行い、改修や補修が必要と思われる箇所を教育委員会に報告しているところでございます。その要望を受け教育委員会と市・県・国の道路管理の担

当者並びに警察により構成された別府市通学路安全推進会議を年間2回開催し、具体的対策の協議と進捗状況の確認を行っているところでございます。

本年度は、千葉県八街市の事故を受け、交通量が多く、歩道がなく道幅が狭い箇所等を中心に点検を行い、149か所の対応について協議を行いました。今回の調査では、県下で最も多い点検箇所となっていますが、積極的に広く確認できたものと捉えているところでございます。

今後はグリーンベルトの塗装、イメージランプの設置等、年次計画により改修・補修を進めてまいります。ただ、そのうち5か所につきましては、信号機や一方通行区間の新設等規制に関わる要望であり、引き続きの協議が必要となっているところでございます。そのような場所及び改修等に時間を要する箇所等につきましては、教職員、交通指導員による見守り、警察による巡回指導等を実施することとしています。

自転車乗車用ヘルメット着用に関しましては、本年4月に施行されました大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知を児童生徒、保護者並びに子どもが活動を行う社会体育団体等に行っていました。今後も継続した啓発を行ってまいります。

○3番(美馬恭子君) 通学路危険要注意箇所が、別府市では149か所ありましたと今お聞きしました。その中で、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の侵入が多い箇所が31か所、過去に事故には至らなくてもヒヤリ・ハット事例があった箇所が34か所、保護者や見守り活動者、地域住民などから市町村への改善要請があった箇所が25か所とされていました。今答弁いただきましたように、しっかりと点検をしていくことにより、他の市町村よりも多くの箇所が指摘されたのだと前向きに考えております。

こうして指摘された箇所の改善は、本当になかなかすぐにはいかないかもしれませんが、昨日も議員の質問の中でありましたが、8月31日にはスムーズ横断歩道ということで県内で初、全国でも17か所目となる横断歩道が青山町に整備されています。市の単費で160万円、これは本当に素晴らしいことだと思っています。このような取組を今後とも着実に増やせるようにぜひ努力を続けていただきますよう、引き続きよろしくお祈りしたいと思います。

変わります。中学校の制服に関してお尋ねをしたいと思います。

多様性の時代、個性尊重の教育と言われ、教育の世界も大きく変わろうとしています。新しく開校しました西中学校の制服は、ジェンダーの面からも考えられたと聞いています。また、子どもたちにも人気があると聞きました。

そこで、お尋ねをします。小学校までは私服で、いろんな面でも費用も小さく済んでいますが、中学校に入ると制服は高額、また体操服や通学かばん、補助バッグと費用もかなりかかります。特に成長時期、男子学生は何度もズボンを作り直すなど、家庭の負担も大きくなります。また、スカートをはくことに抵抗感のある女子生徒が、学校に行きたくないなどという話も時折聞きます。中学生に制服を着用させることを校則としていることについて、教育委員会としてはどのように捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○学校教育課参事(利光聡典君) お答えいたします。

通学用服に関しましては、議員から御指摘いただきました内容と同様の御意見をこれまでも保護者や生徒から聞いているところでございます。併せて、制服があれば毎日の服装に悩まなくてよい、服装による個人差が出なくてよい等、多様な御意見があるものと認識しているところでございます。通学用服を含めた校則につきましては、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、絶えず積極的に見直ししなければならないことについて、各学校に通知をしています。

別府市立中学校では、学校ごと生徒会による校則見直し期間を設定したり、生徒意見箱

を設置したり、生徒大会等により生徒からの意見や要望を把握し、毎年校則の見直しを行っています。通学用服の見直しにつきましては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄となりますが、保護者等からの意見を聴取した上で決定することが望ましいと捉えています。

別府西中学校開校の際に、保護者の代表者と学校長で構成された制服検討会を開催するとともに、保護者アンケートにて意見を集約し、男女差のない制服を採用した等の事例が参考になりました。児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえた上で通学用服を含めた校則について、今後も継続して見直しを行ってまいりたいと思います。

- 3番（美馬恭子君） ぜひ子どもたちの意見も取り入れて見直しを行っていききたいということですので、これから先よろしくお願ひしたいと思います。

教育に関してということで、やや幅広くの質問であったように思いますけれども、子どもたちを取り巻く環境は大きく変わろうとしています。学校そのものの在り方も今までとは大きく変わってくるのだらうと思います。教員は、子どもたちが一番最初に出会う働く大人の姿です。そこから学ぶことは、本で学ぶ内容ではなく実際の姿であり、子どもたちが実際に感じたものです。集団生活の中で見えてくるものも多いことでしょう。そのときに自分たちはどの立ち位置にいるのか、どのように関わってきたのかということも大きな学びの一つです。「子どもは育てたように育つ」と言います。子どもの声を聞いて、子どもの本当の姿を見てほしいと思っています。先生たちは、コロナ禍の中、今まで以上に気を使うことは多いと思いますが、一番身近にいる他人の大人として、しっかり子どものほうを向いて頑張っていたいただきたいと思います。

引き続きまして、次の質問に入っていききたいと思います。デジタル改革についてということで質問させていただきます。

デジタル改革の大前提は、政治の透明性だと思ひます。説明責任を果たせる政府が、個人情報適切に管理して、安心・安全性を求める国民に信頼されることだと考えています。しかし、日本人の8割が、「企業などが提供するサービスを利用する際に個人情報を提供することに不安を感じる」と答えています。デジタル先進国では、プライバシーを守り、安全性やデータ保護を確実に、施政やルールの制定、監視・監督機関の設置が進んでいるとも聞きます。

9月1日にデジタル庁が開始するなど、国は積極的にデジタル改革に向けて取り組んでいます。国のデジタル改革の概要について教えてください。

- 情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

国のデジタル改革の概要でございます。まず、本年5月にデジタル庁の設置、地方公共団体の情報システムを標準化することなどを定めましたデジタル改革関連法というものが成立しておるところでございます。それに先立ちまして、昨年、令和2年12月に国のほうで、全国の自治体が足並みをそろえてデジタル改革に取り組むというために、自治体が重点的に取り組むべき事項を具体化したものとして、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画というものをつくっているところでございます。

この推進計画の中で自治体に取り組むべき事項として6つ上げられておりまして、1番、自治体システムの標準化・共通化、2番、マイナンバーカードの普及促進、3番、自治体の行政手続のオンライン化、4番、自治体のAIやRPAの利用の促進、そして5番目、テレワークの推進、最後に6番目としてセキュリティ対策の徹底、以上の6点が、自治体に取り組むべき重点項目として上げられているところでございます。

- 3番（美馬恭子君） それでは、この今おっしゃった国のデジタル改革に向けて、別府市ではどのようなデジタル改革を進めていこうとされているのでしょうか。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

別府市におきましては、令和元年6月にBEPFU×デジタルファースト宣言を行いました。それ以降、デジタルの活用による市民サービスの向上に取り組んでおります。国のデジタル改革の動き、またコロナウイルスの感染症など、デジタルファースト宣言を行った時点から社会の状況、取り巻く環境が大きく変わっているところもございます。

そこで、今年度、デジタルファースト宣言の考えを現時点の環境の変化に合うようにアップデートして具体化したものとして、別府市のデジタルファースト推進計画として取りまとめ公表しております。この計画の中で、国のデジタル改革についてその内容を確実に対応していきつつ、本市独自の改革、例えば別府市公式LINEアカウントを活用して市民の方にプッシュ、こちらのほうから情報等をお伝えするといったことなどを加えました取組を進めていくというふうに考えているところでございます。

○3番（美馬恭子君） 私も別府のデジタルファースト推進計画を見てみました。3つの戦略分野として、1、市民サービスのデジタルファースト、2、行政運営のデジタルファースト、3、観光戦略のデジタルファーストというふうに具体的に掲げてありました。そして、別府市の官民データ活用推進計画というのをしっかりと、国で示している中身と同じように動いていくということでした。

市民のためのデジタルファーストには、「ポケットの中にもう一つの市役所を」ということで、「いかになくていい市役所」、「またなくていい市役所」、「情報が直接とどく市役所」、「行政運営の変革」というように書かれていました。

今言いましたように、「ポケットの中の市役所」というようになるためには、スマホを持っていることが前提となりますが、それではスマホを持っていない市民の方や持っているけれども使いこなせていない方が取り残される心配があると思うのですが、そこはどうでしょうか。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

デジタルの活用についてでございます。デジタルに慣れて親しんでおまして活用ができる方、まだデジタルが苦手でなかなか活用ができない方、もちろん当然様々な方がいらっしゃるということは意識しておるところでございます。こういった中でデジタル活用の基本的な考えとして、デジタルを活用できる方、デジタルで済む手続などは、デジタルを積極的に活用していくと。その一方で、そういったデジタルを活用していただくことにより職員の事務負担の軽減を図り、この、経験したことによりデジタルを使えない方、当然そういった方の窓口、そういった手法ももちろんなくすわけではなく、むしろそういったことで対面のサービスなどに力を入れていくと。そのことによりデジタルの活用が苦手な方も対面でのサービス、市のサービスが向上していくと。こういった好循環、相乗効果というものを生み出すということをしっかり意識しまして、目的としましてデジタルの活用を推進していきたいというふうに考えておるところでございます。

○3番（美馬恭子君） 今返答いただきましたように、余力を生み出して市民に寄り添うサービスをしっかりと行っていくというように理解いたしました。

今般、議会のほうでもタブレットが導入されることになり、議員も一同に頑張っていく覚悟でおりますが、なかなか進んでいくのには難しい面もあると思いますけれども、ぜひ市民に寄り添うサービスということでそこら辺もしっかり見ていただきたいと思います。

そして、「ポケットの中に市役所」を入れられない方々に対しての対応を、同じスピード感で考えていくことこそが一番大事な点ではないかというふうに考えています。市民目線での説明、一番に走り出さずとも、市民に合わせる動きをすることが、地方自治体にとっては大変大切なのではないかと考える次第です。

引き続きまして、別府市の個人情報保護条例の取扱いについてお尋ねいたします。

本年5月の法改正により、個人情報保護のルールも全国で共通化するというこのようになります。これによって情報は標準化されて第三者への提供や目的外利用の基準も大幅に緩和されるケースも出てくるのではないかと懸念しています。市としては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

デジタル社会形成整備法に基づく個人情報保護制度の見直しにつきましては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するというものでございます。

地方公共団体においては、法の公布の日、これが今年の令和3年5月19日ですが、ここから2年以内で政令で定める日から適用される予定であり、規定の解釈等につきましては、今後ガイドライン等を通じて示されることとなっておりますので、これを踏まえて別府市として適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○3番（美馬恭子君） 世界のデジタル先進国では、個人情報保護制度の規制強化が進んでいます。違反への罰則、情報漏えい時の罰則や補償が明文化されてきています。日本は、その点随分遅れを取っているのではないかとというふうに感じていますが、包括的に個人情報利活用へと進んでいっているのは、少し疑問に感じるところです。別府のような規模の大きくない都市では、個人情報が標準化されたとしても、個人を特定するのは案外たやすいのではないかと考えています。ガイドラインもこれからということで見えてこない面もたくさんあるかと思いますが、個人情報保護がしっかり守られるように個別に対応していただきたいと思いますということをお願いいたします。

この項で最後になります。小中学校の今後のデジタル化についてということで少しお尋ねしたいと思います。

GIGAスクール構想が始まり、タブレットが1人1台となりました。今後、ICT環境が加速されると思われます。その中で、必要に応じてオンライン授業も加速しているように思います。教員が操作方法を習熟するための負担も大きくなっているのではないのでしょうか。子どもと向き合う時間はますます少なくなるのではないかと心配もしています。このような状況の中で、教育委員会としては教員の負担軽減などどのようにお考えになっていますか。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、ICT活用に向けた研修の実施に当たっては、教員の負担に十分に配慮する必要があると考えております。

そこで、タブレットの基本操作についての研修は、端末導入業者から配信される研修動画を教員一人一人が都合のよい時間に視聴するという方法で実施し、また、各学校にICTテクニカルスタッフを派遣し、各学校の課題や教員の困りに応じた研修を支援しております。10月にはICTを活用した指導力向上に向けた研修を予定していますが、限られた時間の中でポイントを絞った研修内容にすることで、教員が効率的に学べるよう工夫して実施したいと考えております。

なお、今月、市内小中学校に校務支援システムを導入し、来年度の本格稼働に向けた仮運用を始めましたが、本システムにより事務処理の効率化を図ることで教員の負担軽減を推進していきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 何度も言いますがけれども、コロナ禍の中で急速なICT化へ移行している。ICT化することを全て否定しているわけではありません。時代の流れの中でよりスピード感があり頼れるのもICT環境が整備されてきたからだと思っています。しかし、全てを早急に動かすことには一抹の不安を感じます。新しいことを始めるのは、精神

的にも負担は大きく、ストレスがかかります。特に教員は、先日、35人以下の少人数学級が実現したところですが、とは言っても、まだ動いてはいないようですが。年々教員を目指す方々も減少していると聞きます。ICTテクニカルスタッフの派遣も必要でしょうが、それ以上にもっと必要なこととかあるのではないかと私自身は思っていますが、いかがでしょうか。

引き続きまして、次の項に入っていきたいと思います。新型コロナウイルス感染症に関連してということでお尋ねします。

7月になりますが、新型コロナウイルス感染症の爆発的拡大への緊急声明ということで、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、東京医師会が、連名で緊急声明を出しております。このように多くの会が一丸になって緊急声明を出すというのは、本当に今までなかったことです。それほどコロナ対策に対してしっかりと協力していこうという趣旨が、この声明文からは見てとれます。医療逼迫を防ぎ、地域の医療を守り、病床を確保することによって通常の医療への影響も食い止め、多くの命を守り抜くためには、本当に必死の呼びかけであるのだらうと思っています。

この新型コロナウイルス感染症に関連してということでも3項目上げていますが、これに関しては全て同じ関連があると思いますので、まとめて質問させていただきたいと思います。

医療提供体制の確保の取組や有事の医療と通常の診療の両立、入院病床の確保と必要な項目もたくさん緊急声明の中には入っていました。感染者が増えれば医療現場も逼迫するとともに、感染症者の調整を行う保健所の負担も増えてきています。さらに感染症病床の確保や、そこに携わる医療、看護職の負担も大きくなってきています。

特に、別府市のように人口10万人以上の市町村に保健所機能が備わっていないのも、大きな課題だと考えています。感染拡大の抑止にはスムーズに動くことができる機能・人材が存在していることも重要だと考えています。別府市としてこのようなことを、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

国・県が進める感染対策並びに医療体制の整備や感染者の受入れ体制を注視していく中で、御意見として承り、今後様々な機会の中で貴重な意見として伝えていきたいと考えております。

なお、保健所における感染対策業務の増大により、機能が不全とならないように保健所から保健師が担う専門業務に対する協力等、想定される要請に対応できるように現在備えている状況です。

○3番（美馬恭子君） 現在、9月6日の時点なのですが、感染者数の累計が7,652人、死亡数が73人、別府市では累計が1,050人、9月3日から9日までで感染者数が53名となっています。別府市は、県への情報開示を求めていると言われていたようですが、東部保健所の管内であり、なかなか詳しい状況が入ってこないというようなことも聞きます。大分県下の中でも人口は2番目に多いです。中核の医療施設もたくさんあります。しかし、市独自で感染状況を把握するにはなかなか時間もかかり、詳しいことが見えてこないのが実態のようです。

その中で、市独自に医師会としっかり連携して発熱外来を立ち上げられ、またPCRセンターを立ち上げ、抗原検査に関しても教育関係などに積極的に活用しているということに関しては、本当にすばらしいことだと思っていますし、市長をはじめ関係部署の職員の方々の努力のたまものだと、心から敬意を払っております。無症状の方の検査は必要です。早期にコロナ感染の状況をつかむことができます。今は感染経路不明者の率も徐々に多くなってきています。感染経路を探ることは必要ですが、感染者数が多くなればなるほど複

合的な感染もあり、経路を特定するのは難しいものとなってきていると思います。それよりも、感染者を早期に見つけることでそれ以上に感染を広げない、そういうふうに関わっていくことが、このPCRセンターの意味でもあり、また、教育機関へ抗原検査キットを渡している大きな意味だというふうに理解しています。

軽症者の自宅療養は、御本人にとっても心配や不安が大きいです。それにも増して家庭内感染も大きな問題になっています。家庭内感染や、少しの時間ならと無症状の方が買物に出かけるなど外出の機会があれば、感染はまた広がっていきます。

そこで、感染症病床の十分な確保が必要となるのではないのでしょうか。県は、ホテル療養の必要性からホテルのベッド数を確保しています。今の状況では少し落ち着いてきてはいるようですが、なかなか、一番多いときには200人以上の自宅療養者がいたと、別府市の中でもいたというふうに聞いています。別府市の中には市民病院はありません。中核となる病院はありますけれども、これは県全体が統括しているものだと思います。しかし、先ほども言いましたように、医師会との関係が、この間本当に強いものとなってきています。別府市民が安心して療養できる病床の確保、これをぜひ考えていただきたいというふうに思っています。

保健所の機能充実ですけれども、別府市は、先ほども言いましたが、別府市独自の保健所はありません。大分県6医療圏域の中、東部保健所に位置づけられています。保健所業務には、地域医療から母子保健、生活習慣病、健康増進、栄養、食生活改善、精神保健、難病対策、結核対策、感染症対策、介護保険関連事業、看護職員対策、保健師活動、原爆被爆者対策、温泉、薬事、食品衛生、環境衛生、試験検査など、大変多くの業務があります。これらの業務を医療圏域ごとにこなしてきているわけです。通常でも体制としては、きちきちの状況です。この中、今回のような感染爆発。普通に考えても業務が逼迫していくのは目に見えています。

他都市で保健所業務が動かない、24時間体制を取っても感染症に振り回されている。患者数が多いときには、ベッドの取り合いになって患者さんの積み残しなども多く出るなど、悲鳴にも似た声が聞こえています。今のところ、大分県は本当に少し落ち着いたように見えますが、以前は少しの積み残しもあったように聞いています。

別府市には、保健所業務とは異なって、市の中で保健師として雇用されている方もいらっしゃいますが、別府市には何名の保健師さんがいらっしゃるのでしょうか。県から要請があればお手伝いに行ける体制も取っていたと聞いていますが、現在までに応援体制で県に行かれた方はいらっしゃるのでしょうか。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

別府市には、今、保健師22名います。それと、現在まで保健所が担うコロナウイルス関連業務の支援等を実際に行ったということはございません。

○3番（美馬恭子君） 今は医療の世界も多様化しています。同じ内科医でも循環器専門の先生や呼吸器・消化器専門の先生がいます。それと同じように看護師も業務によって分かれています。保健師さんも同じです。場所により仕事の内容は変わってきます。応援体制といっても、なかなか即戦力になるには厳しい面も多いことでしょう。今回のコロナウイルス感染症で見てきたものをしっかり反映できるような改善と人員体制をつくっていくことが、今後必要だと考えています。

今回、保健所の強化・充実についての意見書も提出しています。市として話をしていくには道が違うのかもしれませんが、現場の率直な意見を上げていくことは必要なことだと思っています。少子高齢化の社会へ進んでいる今、保健所の担う役割は大変大きいものがあると考えています。

感染病床、医療、看護については、第21回の医療計画見直し等に関する検討会の中で、

今回の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえると、5 疾病・5 事業があるけれども、これに加えて振興・再興感染症対策の追加を医療計画の中にしっかり盛り込むべきではないかというような意見も上がってきています。今後、この課題について整理の上、検討を実施していくとされていますが、なかなかそれも見えてきてはいません。地域医療構想の目的としては、今後の少子高齢化という人口構造の長期的なトレンドに対してどう対処していくかを議論するということが主題だということです。コロナ禍の教訓を機に、予防計画の中で感染拡大時の病床確保計画を定めることも必要ではないかと思っています。これに関しても、市からの発信ということはなかなか難しいかもしれませんが、市民の一番身近にいる行政が声を上げることが、今を見ていくためには必要なことだと思っています。

また、病床を確保していく上で必要なのは人材です。そこで、お伺いします。今後を担う人材育成の面において、これまで看護学生など実習を受け入れてきたと思っていますけれども、このコロナ禍の状況下においても受け入れているのでしょうか。現状を教えてください。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

看護学生をはじめ保健師や管理栄養士を目指す学生の実習につきましては、これまで同様に受け入れている状況で、今後も実習予定も計画されております。専門分野の未来を担う人材育成は重要なこととございます。このような状況下ですが、実習を行う上で感染予防対策を十分に学校側とも協議しながら、引き続き可能な限り希望される学生の実習につきましては受け入れていきたいと考えております。

○3 番（美馬恭子君） ぜひ、厳しい状況の中ではあると思いますが、実習の受入れもこれからも続けていっていただきたいと思っています。

今後とも、市ができることをしっかりしていただくことはもちろんですが、コロナ禍で学んだ経験を生かして、ぜひ市からも発信をしていただきたいと考えています。

最後に、緊急声明を付け加え、「皆さんとこの夏を乗り切るために」という一文を最後に付けていますので、少し紹介して、私の質問を終わりたいと思います。

「今できることには、限りがあります。ワクチン接種を受ける、感染しやすい行動は控える、体調の維持につとめる。自らの感染に気をつけることは、家族、そして仲間を守ることとなります。わたしたちは——医療従事者ですね——全力でワクチン接種そして地域の医療に専念いたします。みんなで一緒になってコロナ感染症を収束させていきましょう」。以上です。

○9 番（三重忠昭君） 当初、1 時からの予定でありましたけれども、午前中、残り 35 分ぐらいですね。私、こう見えても一応空気を読んで気配りをする人間なので、頑張りたいと思います。

それでは、質問に入る前に、議長のほうには事前に許可をいただいていますけれども、質問順番の 5 番を 1 番の後に、そして 6 番を 2 番の後に入れ替えますので、よろしく願います。それから、3 番のタブレット学習、オンライン授業については、もう今回、割愛をさせていただきます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回は、学校現場における新型コロナウイルス感染症対策と、それに関連する内容に絞った質問を通告させていただきました。

昨年の春からコロナ感染症が全国的に広がり始め、約 1 年半がたちました。この間、そして現在でも別府市、それから学校現場、教育委員会において感染予防に努めてこられ、大変な苦勞もされていることと思います。本当にお疲れさまです。

そして、現在新型コロナウイルスが、第 5 波が若年層を中心に広がり始めて、子どもたちへの感染拡大がとて心配されています。

そこで、これまでの確認の意味も含めて質問をさせていただきます。夏休みが終わり2学期の始まりに当たって感染拡大が全国的には大変懸念されておりましたが、改めて市立幼稚園、それから小中学校において園児・児童生徒、子どもたちですね、それから教職員の感染が判明した場合の対応について聞かせてください。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

別府市では、学校や幼稚園で感染者が確認された場合に、迅速に対応できるよう対応の手順を定め、各幼稚園・小中学校に周知をしております。

校内で感染者が確認された場合は、まず感染した園児・児童生徒については、出席停止措置を取り、感染者が教職員の場合は、出勤をしないことといたします。その上で学校は、保健所が行う感染者の行動歴の調査や濃厚接触者の特定、PCR検査対象者への連絡等に協力をするとともに、校内の消毒を行うなど安全確保に努めます。

教育委員会は、保健所、学校と情報共有しながら学校への指導助言を行い、臨時休業を行う必要性について保健所の助言を基に判断をいたします。

○9番（三重忠昭君） それでは、その感染者が判明したことにより学級閉鎖や臨時休校が必要となる場合があると思いますが、その場合の対応について聞かせてください。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

保健所による感染者の行動歴の調査、濃厚接触者や接触者の特定、PCR検査の実施、校内の消毒等を行い、安全が確認されるまでに要する期間がある場合や、保健所が、校内で感染が広がっている可能性があるとして判断した場合などは、学級単位や学年単位など必要な範囲で臨時休校の措置を取ることとしています。その際、臨時休校を実施することと安全確保のための対応を学校連絡網システム等で保護者に連絡をいたします。

また、登校の再開に当たっては、保健所の調査や消毒により安全が確認されたことを連絡することで、園児・児童生徒や保護者が不安を抱くことなく安心して登校できるように対応しております。

○9番（三重忠昭君） はい、分かりました。とにかくこれまでに前例のない感染症、そして刻々と変化をしていく中で学級閉鎖や臨時休校の措置など、本当に教育委員会も学校現場も大変な対応に追われていると感じています。そして子どもたちや保護者、また、その一番近いところで対応に当たる現場の教職員の不安を和らげて、安心して学校生活を送れるように今後もしっかりとした早い情報収集、それから対応に努めていっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移りますが、先般国のほうで、文部科学省から、各自治体で緊急事態宣言、それから蔓延防止などの重点措置の対象地域に指定された場合の対応についてガイドライン、指針が示されたと思いますが、その内容を聞かせてください。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

8月27日付で文部科学省から送付された本ガイドラインでは、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方が取りまとめられております。濃厚接触者等の特定については、通常保健所が行いますが、緊急事態宣言対象地域、または蔓延防止重点措置区域における学校におきましては、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があります。出席停止措置及び臨時休業の判断につきましては、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し公表しておくことが適切としております。

○9番（三重忠昭君） それでは、そのガイドラインを踏まえて、今答弁の中にも様々な状況や条件を事前に検討して公表しておくことが適切とされているということでありましたが、別府市ではどのようなになっているのかを聞かせてください。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、大分県が緊急事態宣言対象地域等に指定された場合の対応について、あらかじめ整理しておくことが重要であると考えております。

そこで、別府市教育委員会では、対応に係るガイドラインを定めております。本ガイドラインでは、児童生徒が濃厚接触者に特定されるなど感染の疑いが生じた時点で、当該児童生徒の学校での行動履歴等の情報を整理し、感染が確認された場合の保健所による濃厚接触者特定への協力に備えることとしています。

また、臨時休業の判断については、校内の濃厚接触者の特定とPCR検査、校内の消毒により安全が確認されるまでの間を臨時休業とするという判断基準を定め、保護者の皆様にもお知らせをしているところです。

今後、感染状況が悪化した場合は、そのガイドラインを基に学校、教育委員会、保健所が連携して迅速に対応していきたいと考えております。

○9番（三重忠昭君） 国からガイドラインが示されましたけれども、別府市教育委員会では、ある意味、国に先んじて対策を取られているというふうに私は理解をしていますけれども、昨日の質問でも他の議員から別府市のコロナ対策についてもいわゆる「先駆的な」というような言葉もありましたが、別府市それから別府市の教育委員会においても、このガイドラインをつくって対応を取られているということで、実際市民の皆さん、それから保護者、それから学校現場からも、教育委員会が非常に親身になって、そういうケースが出た場合に親身になって対応していただいているというところで、ありがたいということでそういう声も聞いております。今後も引き続き、こういうことはできたらいい方がいいのですけれども、そういう学校現場で発生した場合は、また今後とも引き続き迅速な丁寧な対応をお願いしたいと思います。ただそうは言うものの、やっぱりこのコロナ感染対策については、まだまだ先が読めないところもあって、どの方法が正解であるかというのがなかなか分からない難しさがあると思います。

そういった中で、次の質問に移りますけれども、この間約1年半ですね、これまで新型コロナウイルス感染症への対応において市立幼稚園、それから小中学校など教育現場においてどのような課題が生じたのかを聞かせてください。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

これまでの対応において課題と考えられることは、4つございます。

1つは、家庭と連携した感染症対策の徹底です。保護者の皆様には、登校前の健康観察を行うとともに、児童生徒や同居の家族に感染の疑いが生じた場合は、登校を控えていただいていることが、校内の感染拡大防止につながっております。

2つ目は、感染者や濃厚接触者となった園児・児童生徒のプライバシーへの配慮であり、情報管理を徹底するとともに、園児・児童生徒や保護者にも一層の理解を求めていく必要があると考えております。

3つ目は、感染者や濃厚接触者に対するいじめや差別の防止です。各学校においては、児童生徒が新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動ができるよう、発達段階に応じて指導しているところです。

4つ目として、コロナ禍の中における学校行事の在り方も課題です。様々な制限の中でいかにして園児・児童生徒が達成感と充実感を味わえる行事にしていくのかということが、大きな課題となっております。

○9番（三重忠昭君） 今上げられた4つの課題、もちろんそれ以外でも教育委員会として、各学校ごとや地域ごとによっては、また様々な課題があるというふうに思います。また、このことは教育委員会としても承知をしていると思います。今上げられた4つの課題を見ても、そこから感じるのは、ふだんからの保護者との関わりや地域との関わりが、やはり

大切であるということではないだろうかというふうに思います。

そして、先ほども触れましたが、子どもたちを中心に置いてその保護者や地域の方々と一番近い距離にいて対応している現場教職員の声を、またこれまで以上にこれからもしっかりと聞いていっていただきたいと思います。

やはり現場の教職員はもちろんですけれども、平時からもそうですけれども、このコロナ対応においても発生時、そしてこの感染対策が一段落した後も、子どもたちやそれ以外のクラスの子どもたちですね、それから保護者へのケア、また学校の行事が変更になればその前後、その対応に追われているわけであります。その現場の声に耳をしっかりと傾けて、安心・安全なよりよい教育現場づくりに今後もぜひ努めていただきますよう、お願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。次に、学校行事についてですが、コロナによる影響で体育大会や修学旅行など学校行事が影響を受け、学校現場も非常に悩ましい、頭を抱えていることと思います。この件については、初日の一般質問で日名子議員からも同様の質問がありましたので、私からはそれに関連した質問をしますが、そういった様々な学校行事が延期や縮小を余儀なくされ、子どもたちも大変寂しい思い、残念な思いをしていると思います。教育委員会では、子どもたちに対してどのような配慮を行っているのかを聞かせてください。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

学校行事の教育的意義は大きく、園児・児童生徒にとって思い出に残る価値のある教育活動であると考えております。このような考えから、各学校行事の実施については、それぞれの行事の意義や必要性を踏まえ、可能な限り中止ではなく延期等も含めた実施方法を検討しているところです。また、実施に当たっては、感染症対策を徹底し、園児・児童生徒や保護者の安全を最優先に考えるとともに、制限の中での実施であっても、達成感と充実感を味わえるよう創意工夫し、心に残る行事となるよう尽力してまいります。

○9番（三重忠昭君） よろしくお願ひします。やはり運動会などの学校行事は、私が言うまでもないと思いますけれども、子どもたちのためでなく、やはり地域の方、それから保護者の方々にとっても、子どもたちとの関わりや自分たちが住んでいる学校の様子を知ることができる大変重要なものであるというふうに感じています。

それと、「とりわけ」と言ったらちょっと悪いのかもしれませんが、今年の小学6年生は、昨年5年生のおじかの宿泊もキャンセルになっているのですよね。もしかしたら今年の修学旅行も泊まりを伴わない日帰りということになってしまえば、節目の体験というか、友だちや同級生との共有体験、学校行事の経験ができないまま小学校を卒業してしまうということになってしまう、大変かわいそうな気持ちになるわけです。

また、その一方で、コロナ禍の中で学校行事に不安を抱えている子どもたちや保護者もいるということで、本当に悩ましいというか、判断に苦慮されると思いますけれども、ぜひ学校現場、校長先生、それから教職員、皆さんの意見もしっかりと聞きながら、地域の状況も見ながら、子どもたちの最善のために尽力していただきたいと思います。

それと、これはちょっと話が変わりますけれども、観光という視点からになります。最近の観光では地元や近場、近隣の客を誘致するマイクロツーリズムというものが広がっているというふうに聞いています。団体旅行から少人数旅行への転換が進んでいるという話も聞きました。また、アウトドアブームやキャンプなどの開放性や清潔な環境を求めるニーズなど、旅行の形態も変化してきているというふうに聞いています。そういった視点から考えると、別府市は宿泊施設もたくさんありますし、また温泉それから遊園地、レジャースポット、そして海・山の自然環境、大分県内の中でも大変恵まれているというふうに思っています。ぜひその特性を生かしながら、例えばこのコロナが長引くようなこと

があれば、県内の小中学校の修学旅行というか、そういう受入れなんかを別府市が率先して工夫しながら、密にならないように工夫しながら、そういう子どもたちの思い出づくりとか体験の場を提供して考えていってもらうこともよいのではないかなど。こちら辺はもう、多分長野市長とか松川観光・産業部長のほうがいろんなアイデアを多分持っていると思いますので、いろいろとまたこれは検討してもらいたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移りますけれども、コロナ禍の子どもを取り巻く状況についてであります。

コロナ禍の中で今質問した学校行事の変更や感染対策などでいろいろと制約を強いられている学校生活が続いている中で、今度は子どもたちの心の健康ですね、これが大変心配であります。市内小中学校の幼稚園、それから小中学校の現状を聞かせてください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

不登校の傾向が見られ始めた児童生徒のうち、コロナ禍が不登校の直接の原因であるかは定かではございませんが、感染への恐怖心を抱く子どもについて把握をしているところでございます。また、保護者の生活の変化による不安等に対し、学校及び専門スタッフが支援を行っている事例があります。

新型コロナウイルス感染症が広まって以降、不登校児童生徒が急増したり問題行動が増えたりしたという、そういう状況はございませんが、コロナ禍のストレスや不安は、児童生徒の心身に何らかの影響を及ぼすものと捉えているところでございます。

○9番（三重忠昭君） それでは、そういったコロナ禍の中で不安やストレスを抱える子どもたちに対して教育相談や心のケアをどのようにしているのかを聞かせてください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

各学校では、児童生徒のささいなサインを見逃すことのないよう、毎日の健康観察に加え日々の行動観察や個人面談により、気になる児童生徒の抽出と共有を行っているところでございます。特に不登校児童生徒及び学校生活の適応等に課題を抱える児童生徒に対しては、コロナ禍の影響の可能性があることを念頭にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談センター支援相談員等の専門スタッフと連携した支援を進めています。

また、コロナ禍による子どものストレスの対処方法及び子どもの心の安定に向けた大人のセルフケア等について、教育相談センターより保護者宛てにお知らせを行ってきているところでございます。

○9番（三重忠昭君） はい、分かりました。一人一人に寄り添った、きめ細やかな対応を今後もお願いします。というのも、これは全国的な話であります。今、新型コロナウイルス感染拡大の中で直接的な因果関係や理由は様々あるかもしれませんが、子どもたちの自殺や児童虐待が増えているという、そういうショッキングな報道もされておりました。大分県においても、また別府市においても、今後このコロナ禍が長期化してくれば、そういったことが大変危惧されるわけです。とりわけ子どもの自殺が増えるとされる夏休み明け、まさにこの今の時期でありますね。子どものサインを見逃さないようにしっかりと見ていていただきたいなというふうに思っております。

それでは、学校教育課に対する質問はこれで終わり、次の教育政策に関わる給食についての質問に入らせていただきます。

それでは、次の給食調理員が感染した場合の対策について質問をします。

小中学校の学校給食関係者への感染が起きた場合、子どもたちへの食の提供はどうなるのかを聞かせてください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

万が一、給食調理員に感染者が発生した場合は、その状況に応じた適切な対応が必要で

あると考えております。小学校にあります単独調理場で調理場が使用できる場合は、献立を簡易なものに変更したり、他の調理場から調理員を派遣したりするなど、可能な限り学校給食を提供します。

一方、消毒作業などで調理員が使用できない場合は、保護者へ弁当対応を依頼します。また、中学校にあります共同調理場、こちらは東山の幼稚園・小学校を含んでおりますけれども、この共同調理場におきましては、調理機器の違いなどによって他の調理場の調理員を派遣することが困難であるため、保護者へ弁当対応を依頼することとしております。

なお、このことは、令和3年6月に教育委員会から、各小中学校を通じて保護者宛てに文書にてお知らせをしております。

今後は、新型コロナウイルス感染症に限らず不測の事態に対応するため、学校給食再開までの暫定措置として、近隣自治体の学校給食調理場からの配食等を含め、どのような体制がとれるのか広域的な観点から様々な方策を検討していきたいというふうに考えております。

- 9番（三重忠昭君） 給食調理員の方々の感染者が出た場合、先ほどの学校現場における対応もそうですけれども、やはり給食調理場においても職員一人一人にきちんと情報が伝わって、次の対応に迅速につながられるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それと、今、不測の事態に対応するために広域的な観点から様々な方策を検討していく、給食の提供について検討していくとの答弁がされましたが、やはりそういったときの危機管理といいますか、対応策をきちんと考えておかなければならないと思っております。なぜかという、それはやはりこれからも、今後センター化、一元されるわけでありますから、味、給食のおいしい味とか食の安全だけでなく、子どもや保護者が困らないようにきちんと給食の提供ができるように対策をしっかりと図っていただきたいというふうに思っております。

先般、国立成育医療研究センターの調査で、去年の春、全国に出された緊急事態宣言の中で、バランスの取れた食事が取れた子どもの割合が、宣言前に比べて非常に低くなったという調査結果が出ました。その大きな要因には、やはり一斉休校で学校給食がなくなったことが影響しているという調査結果も出ております。それだけ学校給食は大事だということですね。教育委員会もコロナ感染予防の一つとして、バランスの取れた食事を心がけるといったことも言っているわけです。中には学校の給食が唯一のきちんとした食事となっているといった子どもたちもいることは、教育委員会も承知していると思っております。今後もしっかりとお願いします。

それと、この際にちょっとお話ししますが、これも以前の給食調理場の議論の中でも言いましたが、センターに一元化されたとしても、災害対応などの観点からも単独調理場をやはり可能な限り残しておくべきではないかというふうに私は考えているのです。平時では無駄だと思われていても、やはり緊急時にきちんと対応できるようにしておくことも公の責任ではないのかなというふうに思っています。センターが完成して、既存の単独調理場を今後どうするかということも検討されてくると思いますが、壊してしまっただけではもう遅いのです。やはりこういうことも踏まえて多少の維持管理はあったとしても、いろんな観点からしっかりと考えていってほしいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。これまで別府市、それから社協のほうからも生活困窮者対策であったり、独り親家庭への支援、そして学校教育課においては保護者負担軽減策等を実施しておりますが、やはりなかなかいまだ先の見えないこのコロナ禍の中において経済状況が悪化する家庭も増えております。先般、そういった中で県内の自治体で子育て世帯の負担軽減を図るために2学期分、期間を設けて9月から12月の学校給食費を無

償化して保護者の負担軽減策を図るというような、そういう自治体もあるというふうに聞きました。この事業について、別府市の教育委員会としての考えを聞かせてください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

宇佐市教育委員会に確認したところ、子育て世帯を支援するため市内各課で検討を重ね、学校給食費の無償化を期間限定で実施するに至ったと聞いております。

これまで別府市教育委員会では、令和2年5月に新型コロナウイルス感染症の影響で生活が困窮する公立幼稚園及び小中学校に通う子どもに対しまして、「子どもエール弁当」を実施し、10日間にわたって弁当をお届けする支援を行いました。また、令和3年度新型コロナウイルス感染症対策第2弾では、子育て支援課が子育て世帯生活支援特別給付金により、低所得の子育て世帯支援策を講じております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響によって支援を必要とする子育て世帯の負担軽減策について情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○9番（三重忠昭君） 教育委員会だけではなくて、もう別府市全体ですけれども、ぜひいろいろと市民の声を聞いていただきたい、これまでも聞いていただいていると思いますが、このコロナの状況によっては、またより細かく情報収集して市民の声を聞いていただきたいと思います。

なかなか声を大にして言えない子どもたちや高齢者、障がいを持たれている方々などたくさんいるわけでありまして。今後もこの新型コロナウイルス感染症の影響によってはさらに支援を必要とすることが出てくると思います。声なき声といいますか、しっかりと声を聞いて情報収集をして、きめ細やかな対応をお願いして、私の今日の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（小野正明君） 再開いたします。

○11番（穴井宏二君） では、午後1番の質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、通告の順に従って質問をさせていただきます。

最初に、防火水槽につきまして質問をさせていただきます。

これは地元の、地元と申しますか、知り合いの消防団員の方々からの意見等をお聞きした中で、今回は基本的なことにつきまして質問をさせていただきたいと思います。

例年、火災が冬になりますと多く見受けられますけれども、これから注意が必要になってまいります。火災のときには消防本部の方々、また地域の消防団の方々が協力して消火に当たるわけでございますけれども、そこで重要になってくるのが、地元で設置されております消火栓、また防火水槽であると思います。特に夜間の火災のときなど、暗いために消火栓がどこにあるか分からない、また防火水槽もどこにあるのか分からないという問題もあるようであります。消防本部の方々、既にこれはどこにあるかというのはすぐに分かるとは思いますけれども、地域の消防団の方は詳しいことまで知らないというお声をお聞きしたこともございます。団長の方が仕事や用事で不在の場合には、すぐに防火水槽等の対応ができない場合があるとの声もお聞きしました。

そこで、まずこの重要な防火水槽の今年度及び過去5年間の設置基数とその金額、これはどうなっておりますでしょうか。

○消防本部警防課長（井元隆文君） お答えいたします。

平成28年度から令和2年度までの5年間に設置した防火水槽の合計基数は11基で、総事業費は3,758万5,000円でございます。設置基数の内訳としまして、国及び県の補助金

で整備したものが5基、開発行為で設置され、市が寄附を受けたものが6基でございます。

各年度別に見ますと、平成28年度に2基、平成29年度に7基、平成30年度と令和2年はともに1基となっております。

なお、平成31年度及び今年度は設置しておりません。設置していない理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策を優先し、事業の縮小を図ったためでございます。

○11番（穴井宏二君） それでは、古い防火水槽につきまして、何年ぐらい経過しているのがあるのか、これについてはいかがでしょうか。

○消防本部警防課長（井元隆文君） お答えいたします。

防火水槽には、私設と公設がございます。市の財産である公設の防火水槽の基数は、令和3年9月1日現在で281基となっております。その中で一番古いものとして、昭和27年に設置し69年を経過しているものが、天満町と鉄輪でございます。

また、経過年数別に見ますと、50年以上を経過しているものが34基、30年以上50年未満が140基、30年未満が104基となっております。

○11番（穴井宏二君） 分かりました。では、過去5年間に修繕をした防火水槽、今お聞きしましたら、かなり経過年数がたっているようでございますので、修繕をした防火水槽の基数ですね、また、その原因の理由として多いのはどうなっておりますでしょうか。

○消防本部警防課長（井元隆文君） お答えいたします。

平成28年度から令和2年度までの5年間で、修繕した防火水槽は8基でございます。

これらを原因別に見てみますと、最も多いものが鉄蓋枠の亀裂・破損が7基、次に漏水が1基となっており、消防活動に支障を来すものから優先的に修繕を行っております。

○11番（穴井宏二君） それでは、やっぱり私もちょっと歩いてみたら、防火水槽、また消火栓につきましても、道路のところの蓋の部分が破損しているのが、結構これが多いのですね。ちょっと心配になってきました。ここら辺の対応も迅速にお願いしたいと思えますし、また消火栓につきましても、給水管と申しますか、これも非常に古くなっていると思えますので、併せて75ミリから100ミリとか、そういうふうな配管の取替えにつきましても、また検討をしてもらいたいと思えます。

そこで、防火水槽の今後の設置計画、管理につきましては、具体的にどうなっておりますでしょうか。

○消防本部警防課長（井元隆文君） お答えいたします。

令和4年度から令和8年度までの5か年における防火水槽の設置計画は、10基でございます。内訳としまして、令和5年度に4基、令和7年度に4基、令和8年度に2基となっております。

災害に強いまちづくりを推進していくため、今後とも耐震性の防火水槽を計画的に整備していきたいと考えております。

続きましては、維持管理ですが、3か月ごとに防火水槽を含む市内全ての消防水利を調査しており、異常があればその都度修繕を行っております。

○11番（穴井宏二君） それで、最後にお聞きしたいのですけれども、この最初にも申し上げました、消防団の方がなかなか、いざというときに消火栓がどこにあるか分からないとか、防火水槽につきましても、その情報を共有したい、そういうふうな思いがあるようでございますので、されているところもあると思えますけれども、そういうところを細かくやってもらいたいと思えます。情報共有はしっかりやってもらいたいと思えます。そういうふうな消火栓、また防火水槽の位置の情報発信、情報共有、これについてはどういふふうにご検討いただけますか。

○消防本部警防課長（井元隆文君） お答えいたします。

防火水槽の位置情報につきましては、消防団から問合せがありましたら、その都度住宅

地図などを使い情報共有しているのが現状でございます。

また、他県の消防本部を見てみますと、デジタル地図上に消火栓や防火水槽など位置情報を表示している消防水利マップをインターネット上に公開しているところもございますが、大分県内 14 消防本部におきましては、現在のところ導入している本部はございません。

別府市消防本部といたしましては、従来どおりの方法で消防団の方と情報共有を図りつつ、消防団の方の御意見を幅広く拝聴し、迅速な消火活動につながるよう努めてまいります。

- 11 番（穴井宏二君） 分かりました。ぜひそういうふうな方向性で取り組んでください。よろしくをお願いします。

では、この質問につきましては終わります。

続きまして、空き家リフォーム、また高齢者の方の生活困窮につきまして質問をいたします。

現在の日本全体につきましても、高齢化社会の急速な進行の中で医療・福祉など増加する高齢者人口の問題に対応することが喫緊の課題となっております。高齢化は、医療・福祉の分野でも影響が大きくなってきており、人口の比率が変わりますと、疾病構造も変化して要介護者等の増加への対応も増えてきております。また、家族構成も核家族化が進んで、単独世帯、夫婦のみの世帯、夫婦とも高齢者の世帯など増加してきております。単身の独居者、単身の高齢化率も増えてきており、そのため介護できる方がいない、また、あるいは老老介護などにより在宅で介護することが増えてきております。介護施設に入りたいとか介護サービスを受けたいなどの希望があっても、年金収入が少なく受けられないといった状況も見受けられます。

そういうことから、今回この質問に入らせていただきますけれども、まず別府市の人口、高齢者数、そして後期高齢者数、高齢化率、要介護認定者数、高齢者のいる世帯数、高齢者の単身世帯数の、この現状はどうなっていますでしょうか。

- 高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

別府市の人口は、令和 3 年 8 月末現在 11 万 3,962 人、65 歳以上は 3 万 9,258 人、75 歳以上の後期高齢者数は 2 万 1,430 人、65 歳以上の高齢化率は 34.45%です。別府市の要介護認定者数は令和 3 年 3 月末現在 6,916 人、認定率は 17.64%です。別府市の世帯数につきましては、総務省国勢調査によりますと、平成 29 年現在、一般世帯 5 万 5,394 世帯、そのうち高齢者を含む世帯は 2 万 4,689 世帯、44.6%、高齢者の単身世帯は 9,072 世帯、16.4%です。

- 11 番（穴井宏二君） それでは、また数字をちょっと長く答弁してもらいますけれども、これからの別府市の人口推計、これはどのようになっておりますか。

- 高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口によりますと、本市の人口は、2025 年に 11 万 3,621 人、2030 年 10 万 8,859 人、2035 年 10 万 3,969 人、2040 年 9 万 9,080 人と推計されています。高齢者人口につきましては、2025 年 3 万 8,844 人、5 年置きに 3 万 7,533 人、3 万 6,349 人、3 万 6,174 人と推計されております。また、高齢化率は、それぞれ 34.2%、34.5%、35.0%、36.5%と推計されております。高齢化率が増加しておりますのは、5 年ごとの人口推移が 4%程度減少しているのに対しまして、高齢者人口は 3%程度の減少と推計されているためです。

出生率の低下による少子化の進行や、経済成長による生活の変化、また医療技術の発展が、平均寿命を延ばしたものと考えられており、これらが高齢化の要因と思われま

- 11 番（穴井宏二君） この少子高齢化におきまして、核家族化等にもよりまして空き家の数もだんだんと増えてきております。これはもう皆さんも御存じのとおりだと思いますけ

れども、この空き家数におきましては、別府市の調査においては約2,600棟あるとお聞きしております。総務省が実施した統計調査での空き家数と空き家率、これはどうなっていますでしょうか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

総務省が平成30年に実施した、住宅土地統計調査よりお答えさせていただきます。

この調査は、共同住宅などについては、それぞれの実質をカウントしておりますが、別府市の住宅総数は6万9,510戸でございます、そのうち空き家の戸数は1万2,640戸、空き家率といたしましては18.2%となっており、空き家戸数、空き家率ともに増加傾向にあります。

○11番（穴井宏二君） 増加傾向ということでもあります。空き家を放置しますとどうなるのかということもございますけれども、これはもうよくお分かりだと思いますが、まず防災面で非常に危うくなってくる、また生活環境への悪影響があります。また、犯罪の被害となるおそれもあります。例えば屋根が壊れたりとか窓が壊れたりとかしても、外から丸見えとか、すぐに入っていけるような、そういうふうな空き巣の被害になるおそれもあります。そういうこともあると思います。そういうことでこの空き家を何とかしないといけないなと思うのですけれども、住宅確保要配慮者の方にこれを、空き家を改修して低廉な家賃で提供している大牟田市のような例もございますけれども、この空き家を活用して保証人、また家賃などの問題を抱える高齢者の住居問題を解決するために福祉関係機関や、また不動産屋さん、そして行政が連携した別府市居住支援協議会というような組織を一日も早く設立して対応していってほしい、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

大分県と別府市の建設部・市民福祉部の関係課におきまして、不動産関係団体、医療・福祉関係団体等が、住まいに関する課題を共有し、共同して住宅確保要配慮者への居住支援に取り組むため協議を行っているところです。

現在、居住支援に関するアンケート調査を行っております。このアンケートは、住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅への入居の円滑化に向けて地域ごとの居住支援のネットワーク体制の整備を行い、マッチング体制を構築するための基礎資料とすることを目的としております。そのため、大分県が大家や不動産関係者、別府市が民生委員、地域包括支援センター、相談支援事業所等にアンケート調査を依頼しております。

○11番（穴井宏二君） しっかり進めてほしいなと思います。この居住支援協議会ですね、これは一つの目的ではなくて、途中の経過としてしっかりやってほしいなと思います。

住宅部門と福祉部門が個々に対応するのではなくて、大牟田市のように保証人の問題とか、また空き家の対策とか、また孤独死の問題とか、そういうふうな問題にしっかり共同して対応をお願いしたいなと思います。そういうふうな連携した取組をしっかりやってほしいなと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、住宅確保の要配慮者の問題は、課題が多くございます。そこで、先ほど課長が答弁させていただきましたが、居住支援に関するアンケート結果を今後踏まえて、大分県と連携しながら居住を支援する体制の整備に向けて、今年度より居住支援ネットワーク会議を開催する予定としております。この会議は、実務者の参加を想定しております。市のほうからは建設部・市民福祉部関係課、外部につきましては、住宅確保要配慮者の相談機関として社会福祉協議会、民生委員、地域包括センター、相談支援事業所など、また入居支援の立場として居住支援法人、そして仲介業者として不動産会社による開催を

予定しています。実務者メンバーにおいて、今後のよりよい支援について議論を深めていきたいと思っております。

- 11 番（穴井宏二君） よろしくお願ひします。空き家のリフォームだけではなくて、例えば福岡県の久留米市がやっているリフォームの事業とか、そういうふうな点もしっかり取り入れてやっていただきたいなと思うところがございます。

また、やっぱりキーポイントと申しますか、ネックはやっぱり保証人の問題になるのですね。80 歳以上の方は、民間住宅への入居を断られることが非常に多い、また、保証人の問題でやっぱり引っかかる。高齢者の独り住まいの方はなかなか入居するのに不安を覚える、そういうふうな声もお聞きします。

県内では豊後大野市が、低所得高齢者等住まい生活支援事業を行われております。空き家に関する提供とか、情報提供、また入居に関する相談や支援を実施しておりますけれども、別府市でもこれに似たような感じのことはできないのか、これについてはいかがでしょうか。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

久留米市の空き家活用リフォーム助成事業ということで、その目的ですが、補助対象者は住宅確保配慮者に限定されてはいないようですが、空き家の利活用を促進して地域の活性化と良好な住環境を確保するというところで事業をされています。

別府市におきましては、空き家活用のリフォームに関する助成事業として、現在は空き家バンクを利用された県外からの移住者に対する別府市移住者居住支援事業費補助金交付制度を実施しているところがございます。

また、豊後大野市につきましては、議員おっしゃるとおり、事業実施のため関係団体や事業者で構成する地域連携協働のネットワークとなるプラットフォーム・地域連携協働の仕組みを構築して、空き家に関する情報収集を行い、住まいに困窮するおおむね 60 歳以上の方を対象に住まいに関する情報の提供や入居支援、また家主、または不動産、仲介業者とのマッチング等を行っているようでございます。この件につきましては、今年度より開催予定の、先ほど申し上げました居住支援ネットワーク会議においても参考とさせていただきますながら検討してまいりたいと思ひます。

- 11 番（穴井宏二君） ありがとうございます。お聞きするところによりますと、低所得の高齢者の方々が、生活保護を受けようと思えば受けられるのだけれども、なかなか生活保護を受けないで何とか自分で頑張りたいという方もおられるようで、そういうふうな方の声に少しでもお応えできるような支援の一つの方法としてこの住宅リフォーム、また空き家のリフォーム等、低廉な家賃で住み替えができるような支援をしていってほしいなと思ひますし、またシェアハウスを借り上げて共同で住んでいただくなどやったらどうかと思ひます。

先日、私どもの赤羽国交大臣が、ビーコンのほうに來られまして、様々な意見交換をしておられました。私がそこでちょっとひとつ思ったのは、少し視点が変わりますけれども、要望の中で別府の旅館・ホテル業界が非常にコロナで大打撃を受けている、そういうふうなこともおっしゃってございました。

数年前に別府におきましては、「BEP PUわくわく建設券」というのが発行されまして、非常に活況を呈したわけでございますけれども、山口県とか、今はやっておりませんが、県単位でプレミアム宿泊券というのを発行して地域経済を活性化していこう、そういうふうなこともやっておられます。

市単位としてはやっているところはないようでございますけれども、別府としてもこの住宅改修とリンクさせ、また空き家改修とリンクをさせて、この別府市のプレミアム宿泊券等を検討して行って、このコロナ禍の市内経済の活性化等を図っていったらどうかと

思いますけれども、阿南副市長、見解があればお願いします。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

午前中、堀本議員に対する答弁で市長のほうからも経済対策の必要性ということで答弁がございましたが、私も、市長のお話のようにあった、感染状況を見ながら併せて経済対策ということの当然どこかのタイミングで考えていかないといけないと思っておりますし、昨年来、エール泊でありますとかエール食うぼん券、そして全市民を対象にみんなにエール券、こういったものを実施してまいりまして、非常に好評で、効果もかなり上がったのではないかと思っておりますが、やはり今後の、一般に言われておりますように、次の第6波が11月ぐらいからまた年を挟んでというような状況もいろいろ言われております。今後の展開というコロナの感染症の展開、不透明な部分がございますので、こういうところを見極めながらという前提になりますが、それと国のほうの動き、県のほうの対策、こういうものも見据えながら、経済的に非常に厳しい状況にある市内経済の関係の方々に対する手立てというものをしっかりと考えていくべきだというふうに考えております。

○11番（穴井宏二君） しっかり考えていただいて、迅速にやっていただきたいなと思います。

では、次の項目に入ります。高齢者のごみ出し支援につきましてお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高齢者の方のごみ出しにつきまして、別府市では福祉収集を実施しております。この現状につきましては、今どうなっておりますでしょうか。

○生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

議員御案内のように、本市では平成26年度よりごみの排出が困難な高齢者及び障がい者等を対象に戸別に御自宅を訪問しごみ収集を行っております。福祉収集によりごみ排出に係る負担を軽減することで日常生活の支援を行っているところでございます。

また、収集の際に安否確認を希望されている方には、併せて声かけを実施しているところであります。

福祉収集の現状でございますが、現在、93世帯を週1回の頻度で可燃物等の収集を行っております。

○11番（穴井宏二君） 住民の方の高齢化が進みまして、福祉収集の希望者も多くなるのではないかなと思っております。事業が開始された平成26年度から令和2年度までの年度別の申請件数、これはどうなっているのかお答えください。

また、ごみ出し困窮者の支援策として福祉収集の制度、非常にいい制度なのですが、つくってもまだまだ周知ができていないのではないかなと思っております。どのような広報を行っているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○生活環境課参事（原田勲明君） 答弁の前に、ひとつ数値を訂正させていただきます。

平成30年第2回定例会におきまして、11番議員から同様の御質問をいただいた際に、申請件数ではなく、一部実施件数等を答弁いたしました。おわびをし、改めまして訂正した年度別の申請件数を答弁させていただきます。

年度別の申請件数につきましては、平成26年度が28件、平成27年度及び28年度は各20件、平成29年度以降は40件、35件、24件、32件と推移しており、申請の総件数は199件となっております。今年度は9月1日現在、既に20件の申請があり、申請件数は増加傾向にあると言えるのではないかと考えております。

それと、どのような広報を行っているのかという御質問でございますが、これまで市報、ホームページを活用した広報はもとより、介護関係者への周知を行ってきたところであります。近年の申請状況を見ますと、介護関係者からの働きかけも多いことから、一定の成果は出ているのではないかと考えております。

○11番(穴井宏二君) それでは、この福祉収集事業の利用の対象者は、どのような方が対象になりますか。

○生活環境課参事(原田勲明君) お答えいたします。

福祉収集事業実施要綱第2条に対象者が規定をされておりますが、本市に居住し、居宅で生活を営んでいる方で、要綱に定める5つの要件のいずれかに該当される方が対象となっております。

5つの要件であります。1つ目は65歳以上の要介護認定を受けている方、2つ目は身体障害者手帳の交付を受けている方、3つ目は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、4つ目は知的障がい者、更生相談所、または児童相談所が判定した知的障がいの程度が軽度以上の方、5つ目は市長が特に福祉収集事業の利用を認める方ということで対象者として規定をされております。

○11番(穴井宏二君) それで、今、利用対象者、要介護認定や身体障害者手帳等、また精神障害者保健福祉手帳等、様々おっしゃっていただきましたけれども、かなりやっぱり縛りがきついなという感じがします。非常にごみ出しに苦勞しておられる御高齢の方もおられますので、こちら辺はやっぱりちょっと緩めていくべきではないかなと思います。

全国的にはお試しとか、茨城県の常陸大宮市とかは、そういうふうなところが65歳以上の方で介護認定の有無に関係なく対象者にしております。ごみ出しが困難な方のために利用条件を緩和していくべきではないかなと、これから検討段階にもう既に入っているのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○生活環境課参事(原田勲明君) お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、実施要綱の中で当該事業の対象者のほうを規定をさせておりますが、申請時には必ず担当の職員が御自宅に伺い、事情を聴取するとともに、日常生活の様子やごみ排出場所等の確認を行っているところでございます。

申請者の生活状況に応じた柔軟な運用を行っているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○11番(穴井宏二君) なかなか理解できないので質問をさせてもらっているのですが、ほかのところにおきましては、そういう要件に関係なく病気とか高齢、また歩行困難な方々を対象に始めたところもございまして、冬場の期間のみやっているところもございまして。そういうふうなところもございまして、ぜひ、非常にこの高齢者社会に向けて手助けをやってもらいたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

では、最後の未就園児への対策につきまして質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

子どもの貧困問題が社会問題となっております。幼児教育が貧困の連鎖を断つ鍵として注目をされているところでございます。

そこで、まずお尋ねをいたしますけれども、別府市内の未就学児のうちで幼稚園や保育園に所属していない、いわゆる未就園児は何人ぐらいおりますでしょうか。

○子育て支援課長(宇都宮尚代君) お答えいたします。

令和3年8月1日時点での就学前児童ゼロ歳から5歳の児童数は4,469人で、そのうち別府市内の公立幼稚園に所属している児童が396人、保育園や認定こども園等に所属している児童が2,408人となっておりますので、所属のないいわゆる未就園児は1,665人と見込まれます。

○11番(穴井宏二君) 1,665人ということで、かなり多いのではないかなと思っております。

北里大学が令和元年3月に発表した調査におきまして、全国から抽出した平成13年生まれの子どもと平成22年生まれの子どもを対象に3歳、4歳児時点で保育園・幼稚園・認定こども園に通っていない未就園児の要因を調べた結果、3歳以下の未就園児は低所得、

多子、多国籍など社会・経済的に不利な家庭や、発達や健康の問題を抱えた子どもも多い傾向が明らかになったと言われております。

現在、3歳以上で保育園にも幼稚園にも通っていない子どもたちは、全国で約14万人いるようでございます。一般的な感覚におきましては、保育園や幼稚園に通うという感覚でございますけれども、制度上は義務教育ではないために、親の判断では通わせないという選択肢もあると思われそうですが、どんな家庭の子どもが未就園児となっているのか、よく分かっておりません。

先ほどの答弁におきまして、別府市では約1,665人の未就園児がいるとのことでしたけれども、その子どもがどういった理由で未就園となっているのか、把握されているのでしょうか。そこを探っていくことが、非常に大事になってくると思います。実態調査をやる必要があると思えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

別府市では、対象世帯への全戸調査等は行っておりませんが、第2期子ども・子育て支援計画策定時に幼児教育・保育の無償化が実施された場合の事業移行についてのアンケート調査を行っております。アンケート項目の中で、「無償化になっても利用しない」と回答しているのは3.6%となっております。今後、第3期子ども・子育て支援計画策定時に、議員のおっしゃる内容について質問項目を設けるなどの対応により理由等の調査を行うことは可能と思われますので、内容等を検討していきたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） 未就園児のいる世帯では、児童虐待の兆候に気づくことができなくて虐待のリスクが上がるのではないかと懸念をしております。また、近年のコロナの影響もありまして、全国的には虐待が増えているとも言われております。

別府市におきましては、子育て支援相談室で相談を受けておりますけれども、この相談の件数につきましては、令和2年度に561件ぐらいで、児童虐待に関する相談が309件で、全体の55.08%となっておりますとお聞きしました。虐待を受けた就学前の子どもさんは164件、児童虐待相談の53.07%という、高い割合だと思っております。そういうふうな意味からも、しっかりとしたサーチライトを照らして児童虐待の問題に取り組んでもらいたいと思います。

そこで、北里大学の調査におきましては、未就園の理由として低所得家庭、経済的理由の割合が高く出ております。このような未就園世帯の状況の把握を行って、必要な支援につなげていくことが必要です。別府市の現状把握のための実態調査を早急にお願いしたいと思えますし、また、子どもにとりまして保育園や幼稚園は大きなセーフティーネットとも言え、虐待やネグレクトの兆候をいち早く気づくことができる場所でもあります。そのセーフティーネットから漏れてしまっている未就園の児童の中でも特に乳幼児健診、歯科健診とか未受診の家庭については、困り事を抱えているのがあるのではないかと思いますけれども、別府市としてもしっかりとした取組をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

乳幼児健診につきましては、まず健康推進課の保健師が、健診対象となる御家庭へ事前に健診の案内文を送付し、未受診者へは電話や訪問での受診勧奨を行うなどの取組を行っております。しかしながら、未受診となっている家庭もありますので、この家庭にはさらなる訪問事業を行っております。これは社会的孤立を防ぎ、地域ぐるみで見守りを図ることを主な目的とし、主任児童委員と子ども家庭総合支援拠点光の園の職員が家庭訪問をするものです。訪問時は健診の勧奨を行うとともに、直接お話を聞く中でこの家庭の困りを聞き、子育て支援サービスの紹介やその他必要な福祉サービスなどの御提案をして関係課へつないでいるところであります。

また、昨年度より別府市子ども家庭総合支援拠点を設置し、24時間対応で相談業務に当たっております。コロナ禍で妊娠や育児に不安を抱えている人に寄り添った支援にも力を入れていきたいと考えております。

- 11番（穴井宏二君）では最後に、数年前から幼児教育が無償化をされました。でも、その恩恵を受けられない子どもさんが存在しています。この子どもさんたちは保育園、また幼稚園に通うことができないという状況でございます。保護者が家庭で子どもを見るということであえてされていないという場合もあると思いますけれども、就学前から集団生活に関わるという経験は、非常に大事であると思います。また、幼児教育を受ける機会の公平性を担保する必要があると思います。

ある識者におきましては、3歳児から義務教育化すべきだという意見もございます。未就園児の状況を市が把握して、保育園や幼稚園の利用につなげて、可能な限りつなげて、希望する全ての児童が幼児教育を受けられるように弾力的に対策を講じる必要があると思いますけれども、別府市としての見解、また今後の決意をお答えください。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君）お答えします。

未就園となっている児童につきましては、年齢によってもその割合は異なっております。また、保育園の入所条件は、保護者の労働、また疾病等で保育を必要とする子どもとなっているのが現状です。

乳幼児健診未受診者、また未就園児等の状況確認につきましては、先ほど課長も答弁しましたが、関係各部署で連携して取組を今後も重点的に行っていきたいと思っております。しかし、幼児教育につきましては、別府市就学前子どもに関する教育等協議会においても、乳幼児において取り組みたい資質・能力を伸ばす質の高い就学前教育・保育を、全ての幼児教育・保育施設において保障することが必要であると報告されています。

このため市では、教育部と連携し、今後についてはこれまで以上に行政の保育部門と教育部門、連携を密に行い、家庭、地域、子ども・子育て支援者の理解と協力を得ながら、希望する全ての児童が幼児教育・保育を受けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

- 11番（穴井宏二君）終わります。

- 8番（森 大輔君） 今日最後の質問となりました。嵐が近づいているので、外の様子が気になると思いますが、いましばらくお付き合いいただけるようお願いいたします。

今回質問するに当たり、部課長が毎日のように聞き取りに来ていただきました。主にB-i-z-LINKのことですが、それだけ皆さんもこの組織の課題については心の中で認識されているのかな、昨日までの議会を聞いてそのように思っています。

たくさん聞きたいことはありますが、時間の都合もありますので、内容を精査して質問していきたいと思っております。

なお、2番目に通告したコロナ対策については、時間の都合上、次回質問させていただきたいと思っておりますので、お願いします。

では、前回の議会に引き続き、コロナ禍の行財政運営について質問していきます。

昨年から新型コロナウイルス感染症拡大により、全国の自治体の財政運営に深刻な影響を与えていることは否めない事実ですが、前回の議会で財務部長が、現状についてこのように説明しました。「別府市は、コロナ禍により市税の減収、感染症対策費の財政負担で厳しい財政運営が見込まれ、引き続き財政規律を意識して緊張感を持って財政運営をしていきたい」。部長の言葉を私なりに解釈すれば、コロナ禍において別府市が厳しい社会情勢を生き抜くには、歳出が歳入に見合った範囲で財政運営をしていくこと。間違いはないですか。

（議長交代、議長松川章三君、議長席に着く）

- 財政課長（矢野義知君）お答えいたします。

今言われました「歳出が歳入に見合った財政運営」につきましては、財政規律の一つでありますので、間違いはございません。

- 8番(森 大輔君) ここに過去5年間、別府市の借金の推移を示す資料があります。これによると、2016年の借金総額は約336億、これが2020年には約378億、この5年間で約42億円借金が増加しています。先般の議会で指摘されましたが、別府市は、市長が交代するたびに大小様々な公共事業を行い、借金が増え続け、現時点での借金総額は今までで一番多くなっています。

借金の内訳を見ますと、この5年間で一番借金が増加したのは衛生費、これが約20億円。これは春木苑のし尿処理場の建設と言われています。2番目に増えているのが教育債で約18億、学校の統合事業だと思われまます。3番目が公営住宅債で約6億円、亀川の市営住宅の建て替え等、4番目が総務債で約4億円、空調など本庁舎の改修、5番目が観光債で約2.5億、これは市民ホールの改修と言われています。この5年間で約42億円借金が増えた要因は、御案内のような大小様々な公共事業の実施によるものですが、世代を超えて負担を分担する考えから、これ自体は悪いとは思っていません。

ただ、別府市の借金総額を過去最大まで引き上げている最大の要因は、臨時財政対策債という借金の増加です。これは簡単に言えば、別府市が必要な行政サービスを行うのに、足りない分を国に借金しているお金です。しかし、一方で本来国が地方自治体にしっかり配分しなければいけない地方交付税というお金を払わずに地方自治体に借金させるこの制度はおかしいと私は思います。

一番腑に落ちないのは、本来これは国が背負わなくてはいけない借金を、地方自治体に借金の肩代わりをさせていることです。この議論を進めると時間がなくなるので、あえてしませんが、この借金は2001年から始まり、当時の別府市の臨時財政対策債は約5億でした。それが、2020年時点で約184億まで積み上がっています。この20年間で約180億円借金が増えています。今では、この借金が別府市全体の借金総額の50%近くを占めています。

これまで議会において臨時財政対策債で借金したお金については、国の基準財政需要額に従い国が地方交付税に上乘せして返してくれるはずなので心配ないと言われますが、本当にそうなのか不安に思う市民の方はいると思います。その主な理由は、基準財政需要額は地方自治体の人口規模などを基準に算定されますので、簡単に言えば人口減少や少子高齢化など様々な社会要因により基準額が変わればどうなるのか、正直誰にも分からないのではないのでしょうか。臨時財政対策債という借金が、いずれ別府市の財政運営を圧迫する可能性が危惧されます。

今後、人口減少や少子高齢化が加速、また社会変化により基準財政需要額も変動することが想定されますが、財政見通しは本当に大丈夫ですか。

- 企画戦略部長(安部政信君) 今の御質問の中で、臨時財政対策債についての交付税算入、基準財政需要額の算入についての御指摘がありました。確かに基準財政需要額、算入する場合は、人口を測定単位として算入するものと、あるいは小学校費とか生徒数を、それと学級数とか、そういったものを測定単位として算定するものもあります。人口を測定単位とするものについては、確かに人口減少でそういった影響を受ける可能性はありますが、臨時財政対策債の基準財政需要額の算入につきましては、実額ですね、発行可能額、それを基に基準財政需要額に算入しておりますので、人口とは直接は関係ございません。

- 8番(森 大輔君) もちろん人口だけで基準が変わるわけではないということは分かっています。児童数、高齢者数、様々な要因で勘案されることは、もちろん分かっておりますが、例えば一番分かりやすい例として人口をとということで申し上げました。

一番ポイントなのは、これまで借りたお金が満額返ってきているのかという点が心配で

したので、改めて確認していただきました。そうすると、いずれ返ってくると試算はされていると言いますが、現時点で約2億9,000万円もらい足りていないことが、調査して分かったと思います。

ここに、平成30年度に地方六団体が、国に対して地方財政の健全化と今後の課題についてこのように要望しています。「累積する臨時財政対策債の廃止、そして地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行い、臨時財政対策債に限らず安定的に交付税総額の確保を図ること」。この主張の背景には、そもそも臨時財政対策債で借りたお金が、今後本当に満額返ってくるのかと疑いが根底にあるのではないかと推測されます。逆にその心配が全くなければ、ある意味国も地方も都合のいいこの制度の廃止を主張しないのではないのでしょうか。

別府市も、別府市議会も、地方六団体の1つである以上、この主張に相違はないと思いますが、臨時財政対策債で借りたお金は必ず返す、この国の説明をうのみにせず、より緊張感を持って財政運営に取り組むべきではないのでしょうか。いかがですか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

そもそも臨時財政対策債を発行しなければいけないというのは、議員の御指摘のとおり地方交付税の原資であります所得税、法人税、酒税、そして消費税ですね、それと地方法人税、こういった原資が地方財政計画の中の地方の収支不足に満たないというのが要因でございます。そうしたことから、臨時財政対策債というので、仮に交付税の代替措置として措置されているところでございます。

先ほど、冒頭2億ほど臨時財政対策債が交付税措置されていないという御指摘がございましたが、この元利償還金につきましては、地方財政法のほうで後年度に算入することということで法定されております。それで、今のところそういった交付税の算入率、額より支払額が多いというのは、以前説明したかもしれませんが、平成24年、26年、27年、この際に本来交付税算入というのは、20年にわたりされるのですが、平成24年、26年、27年というのは、臨時財政対策債25億を10年間で借りて償還しております。というのは、この際に民間資金という、銀行のほうからの借入れ、そういったのが割当てがありまして、それで本市のほうにつきましては、10年で将来のシミュレーションをして返している。ですので、交付税算入より償還のほうが進んでいるということで、今のところ支払いのほうが多いというような状況になっておりますが、最終的にはこれを賄うような形になると思います。

○8番（森 大輔君） その点については、打合せで事実確認はさせていただきました。私のほうは、事実として現在で2億9,000万もらい足りていないということが調査して分かったでしょうということを申し上げた次第です。

私のところに頂きました「行政メモ」、この答弁はしなくていいのですか。よければ、このまま続けますが。

○企画戦略部長（安部政信君） 市長会を通じて、臨財債に頼らない財政運営ということで、地方交付税の法定率、先ほど言いました所得税等の率ですね、それを増額するように継続して要望しているところでございますが、引き続き市長会を通じて要望したいというふうに考えております。

○8番（森 大輔君） 今まで議会の説明は、臨時財政対策債はなくてはならない制度のような説明をされていますが、本来はそうではなくて、別府市議会も別府市行政も、この制度の廃止と地方交付税の総額支給をとともに求めていくという、地方六団体の共通認識に立って国に要望していかなくてはいけないと思っています。そういう意味で別府市としても、この臨時財政対策債という借金について市民や議会により正確に丁寧に説明し、議論を深めていくことが、別府市の財政健全化につながるのではないかと考えておりますので、

そのように要望します。

次に気になるのが、市税収入の状況です。コロナ禍の影響で別府市の市税収入は、約5億円減収を見込んでいますが、コロナが収束した後も別府市の市税収入は減少していくのではないかと心配しているのは私だけでしょうか。

ここに、人口の推移と市税収入の推移に関わる資料があります。御存じのように別府市の人口は、この10年間で約12万から11万4,000人、約6,000人人口が減少しています。市税収入については、2019年に一時的に増加しましたが、この10年間で約141億から137億へ減少しています。昨年からのコロナの影響による社会経済活動の低迷は否めませんが、コロナの影響だけにとどまらず、少子高齢化や人口減少に伴う労働生産力の低下により、今後の別府市の市税収入は、減少傾向に加速することが推測されます。

別府市が令和2年に発表したひと・まち・しごと創生別府市人口ビジョンによると、本市の歳入において人口減少の影響を最も受けるのは個人市民税であると言われています。人口推計どおり人口が減少する場合、個人市民税は2017年から2060年までに約17億円減少することが見込まれるとあります。全国の自治体の例に外れることなく、これからも別府市の人口は減少していくことが想定されますが、今後の市税収入はどのように減少していくのか、人口ビジョンの報告書と別府市の見解に相違はありませんか。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

市税収入につきましては、令和元年度の決算では約142億円で、令和3年度の予算におきましては、約133億円となります。令和3年度ではコロナ対策地方税減収補填金といたしまして、約4億円の特別交付金がありますので、実質市税収入につきましては、約5億円の減少と見込んでおります。財政運営におきます市税収入につきましては、人口減少において減収要因となることは既成化されておりまして、そのことは財政運営上念頭に置く必要があるというふうに考えております。

一方、人口ビジョンでは、人口減少から考えられる課題の一つとして個人市民税収入の減少を上げておりまして、おおよその影響額を示したものであります。市税収入には、人口減のほか税制や経済情勢、労働生産性などの複数の要因が影響されるものと考えております。現状ではコロナの影響がございまして、将来を想定するのは難しい状況ではございますが、市税収入を中心といたしました自主財源の確保につきましては、持続可能な財政運営を図るために必要でありまして、コロナ収束後の状況を推測し、中期の財政収入見通しにおきまして、今後も的確に見込んでいきたいというふうに考えております。

○8番（森 大輔君） 人口減少や少子高齢化に伴い市税収入は減少傾向にあるという別府市人口ビジョンの見解は、おおむね正しいと思いますが、減少傾向にある市税収入を少しでも食い止め増やしていくにはどうしたらいいのか、それが今の別府市に課せられた重要な課題であることは、当然執行部の皆さんも認識をされていると思います。その目的を果たす手段の一つが、約3年前、2019年にスタートした入湯税の引上げだと思えます。つまり、入湯税の増税で得た財源で観光戦略事業を講じ、地域経済の活性化に取り組み、最終ゴールとしては市民所得の向上を目指しているはずですが、実際はどうか。本当に効果的な使い方ができているのか、この効果が問われています。

実は「入湯税超過課税」という表現について、市民の方から分かりにくいと御指摘を受けましたので、私の質問では「入湯税の増税」という表現で質問させていただきたいと思えます。

この入湯税増税がスタートしてから約3年になります。収税状況はどのようになっていますか。

○次長兼市民税課長（中島靖彦君） お答えをいたします。

3年間の実績をお答えします。各年度とも現年調定部分の金額をお答えいたします。令

和元年度の実績が約1億5,700万円、令和2年度が約7,800万円、この大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症が大きく影響しております。令和3年度は当初予算策定時に計上したものでございますが、約1億400万円となっております。

- 8番（森 大輔君） 御答弁のように、伸び悩む入湯税の税収状況からも明らかですが、この3年間で別府市の基幹産業と言われる観光宿泊サービス業を取り巻く社会状況は、180度変わりました。コロナ禍で観光関連産業を盛り上げることは難しいかもしれませんが、苦境に直面している今だからこそ、別府市はどのように基幹産業を中心に地域経済を盛り上げようとしているのか。入湯税増税を提案した当時の別府市が言っていた、観光をさらに進化させる新たな取組をつくり、投資がリターンされる新しい観光戦略の強化は本当にされているのか。まさにB－b i z L I N Kが肝煎り事業として行っている観光戦略事業について焦点を当てて質問をしていきたいと思えます。

B－b i z L I N Kとは、別府市が100%出資金を税金から出して設立した一般社団法人です。活動資金の90%以上は税金で、その総額は5年間で約9億以上使われています。民間雇用もされていますが、市から公務員が5名出向しています。理事長は、別府市の副市長が兼任されています。

この団体の主な設立目的の1つは、別府市の観光戦略事業、これを行うことです。この中継を見ている方の中には、「観光戦略事業」と聞いても何のことを言っているのか分かりにくいという方も少なくないと思えます。観光庁の説明によると、「観光戦略事業」とは、その地域にある観光資源、例えば食、自然、文化、芸術、こういったものを活用して他市に負けない観光地づくりをすること。つまり別府に置き換えると、別府市にある様々な観光資源を駆使して地域経済を元気に活性化する取組を戦略的に行うこと。私の説明に間違いありませんか。

- 観光課長（日置伸夫君） 観光戦略におきましては、B－b i z L I N Kで行っているものにつきまして、DMO機能の充実ということで取り組んでいるところでございます。
- 8番（森 大輔君） 間違いがないというふうに理解しますが、そんな観光戦略事業について疑問に思うことがあります。これを聞いている市民も同様に疑問に思うかもしれませんが、別府市には観光課そして観光協会があります。観光戦略事業は、別府市の観光課、観光協会ではできないのですか。

- 観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

B－b i z L I N KがDMO機能・事業を担う理由につきましては、3点あると考えております。

1つは、本市における課題解決に当たり、行政にはないスピード感と柔軟性を持って、時には民間と協働することにより早期に課題を解決し、成果を上げるために半官半民のハイブリッドの組織として誕生し、活動している法人ということでございます。

2つ目は、別府市総合戦略においてDMO機能拡充については、産業連携・協働プラットフォームとして設立するB－b i z L I N Kが推進するとされており、また、B－b i z L I N Kは国が定めた地方創生推進交付金の基礎となる地域再生計画の認定を受けるなど、国が認めた団体、国が認めた地方創生事業推進主体の法人として位置づけられていることでございます。

3つ目といたしまして、B－b i z L I N Kの目的は、本市の地域振興に関する施策と連携した活動を行い、地域経済の持続的発展、住民生活の向上に寄与することを目的とし活動を行っているところでございます。

- 8番（森 大輔君） ここから、今回私が質問したい本題に入っていきます。

なぜ改めてこの質問をしたのか。実は市民の方からB－b i z L I N Kの活動について何をしている団体か分からない、不満や不安の声をよく聞きます。実際にB－b i z の

事業委託について情報公開されていないため、契約内容や事業者選定についてよく分からないことが、議会でも度々指摘されています。議会に報告されていない不透明な事業者選定の在り方については、B－b i zが税金を使って活動している以上、税金の使い方を評価して議決しなければいけない議会としてただしていかななくてはいけない、改めて考えています。

これから質問するB－b i z L I N Kの観光戦略事業について問いたいことは、そんな税金の使い方をして、市民の理解・共感・納得、得ることはできるの、このことが最大の争点になる、改めて伝えておきます。

別府市の観光課から入湯税増税の税収を基にB－b i z L I N Kに事業委託されている別府市版の観光戦略事業の機能充実のための新規人材の雇用事業があります。この事業で地域経済活性化アドバイザーを雇用されていますが、まず、何人雇用されていますか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

アドバイザーは、直接雇用しているということではなくて、委託契約という形で採っておりますが、ただいまのところ1名でございます。

○8番（森 大輔君） 後でその詳細については聞いていきたいと思いますが、どんな方をアドバイザーとして雇用されていますか。B－b i zのホームページにアドバイザーが紹介されていますが、この事業で雇用されている方と関係はありますか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

私もホームページで確認いたしましたが、アドバイザーということでその方は出ていると思います。

○8番（森 大輔君） ホームページを確認されたということですが、理事長、ちなみにこの方と面識はありますか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

当然いろんな形で意見交換をさせていただいて、いろんな場面で貴重なアドバイスをいただいて、B－b i zの事業は着実に前へ進められているということでございますので、よく承知しております。

○8番（森 大輔君） なぜこのような質問をしたかという、実は昨日の議会で理事長が答弁の中で、B－b i zの事業の詳細については把握していませんよと言われたくだけがありましたので、あえて気になりましたので、そういう質問をさせていただきました。把握していらっしゃると思いますので、このまま質問をし続けていきたいと思いますが、この人材雇用事業に3年間で約8,260万円使われていますが、地域経済活性化アドバイザーの雇用委託金額は、年間幾らですか。これまで支払った総額も含めて幾らになりますか。

○副市長（阿南寿和君） お答えいたします。

アドバイザーに対しては、委託契約という形で現在契約をさせていただいております。B－b i zに限らず全国各地でこの地域づくり団体というのは多数設立されて、やはり公だけの力では難しいということで民間のいろんな経験をお持ちの方を人材として置きながら、いろんな形で地域の振興を進められているというところでございまして、そういったところのそれなりの委託料の額と、それと平均的な額であるというふうに承知しております。（発言する者あり）

○8番（森 大輔君） ちょっとよく分かりませんが、約8,260万円という金額から試算して、試算して決して安い金額とは思えませんが、アドバイザーの月額報酬が、別府市の特別職である別府市長の月額報酬より高いことはありませんか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、やはり全国的なそれぞれの地域団体、地域づくり団体のそれなりのポジションにあるアドバイザーでありますとか、そういったポジションにあ

る方々の水準とは平均的であるというふうに考えております。

○8番(森 大輔君) よく分かりませんが、市長、そして部長、今までたくさん話しをしてきたと思いますが、私の言っていることは間違っているのでしょうか。もし私の言っていることが間違っていたら否定してください。否定しなければ、そのように理解させていただきたいと思います。よろしいですか。

○市長(長野恭紘君) ここで私が、私の報酬のことを言われたので、私から言いたいのは、見ている方が分からないかということではなくて、やっぱり議場は、議員さんの発言されることですから、雇用契約では恐らくないのだと思うのです。委託契約だと思うのですね。委託契約で、その委託金額の中から個人的にその方が幾ら自分の給料にしているかという先のことは、それが我々は分かりませんが、雇用契約ではないのです。委託契約なので、そこだけはよく、議員さんなので正確な言葉を使ったほうがよろしいのではないかというふうに私は思います。

○8番(森 大輔君) その委託契約について申し上げているところです。私の言葉が正確ではないということであれば、その点については訂正させていただきますが、何せ正確な資料を持ち合わせていませんので、私のほうでは、私が頂いた資料から試算するに、3年間で8,260万予算が組まれています。その金額から試算すると、決してこのアドバイザー委託契約は、B-b i zと結んでいるアドバイザー委託契約は決して安い金額ではない。そして、答弁のほうでも言われていましたが、全国平均等々勘案すると、恐らくこのアドバイザー委託料は、市長の月額報酬より結果的に高い金額を支払っていることになるのではないのかな、そのように推察をして物を申し上げております。

そして、今私が言っていることがもし間違っているようでしたら、ぜひ否定をしてください。ここであえて金額等についてお答えができないというのであれば、それはそれで結構ですが、私の言っていることが間違っていたら否定してください。間違っていなければ、その前提で質問を続けさせていただきます。

○副市長(阿南寿和君) お答えいたします。

先ほど市長が答弁させていただいたように、御本人の移動の旅費とか滞在費とかそういった、もちろん税金とかいうこともありますので、そういったものを含めてということで御理解をいただきたいと思っております。

○8番(森 大輔君) そういったもろもろを含めて、委託契約を言っていただけのですか。そこは察してくださいということですか。

私もこれまで市長、部長、そしてたくさん話をさせていただきましたが、決して私の言っていることはそんなに外れてはないと思います。その前提で今この質問をさせていただいております。

委託金額については、どうしてもここにB-b i zの理事長がいるにもかかわらず申し上げにくいということから察するに、恐らく私の言っていることは間違っていないのではないでしょう。もしまだ言いたいことがあれば、後で聞きます。

議会でも度々指摘されていますが、B-b i z L I N Kという別府市が設立した官民協働組織が、税金を使って事業委託しているのに、その契約内容がどうなっているのか、B-b i zの理事長である副市長が目の前にいるのに、どうして議会で答えていただけないのか。今の別府市政のやり方、B-b i z L I N Kの在り方について、市民が疑問や疑念に思う問題点は、ここにあるのではないのでしょうか。

ちなみに、このB-b i zが行っているアドバイザー委託事業は、入湯税増税が財源になっている負担金事業ですが、この予算の執行に対して議会の議決は要らないのですか。

○観光・産業部長(松川幸路君) お答えいたします。

これまでも議員の皆様から事業予算に対し議決をいただいているところでありますか

ら、この事業の予算化につきましても、当然議決は必要でございます。

- 8番（森 大輔君） 議会として、議員として、筋を立てて申し上げます。この予算には議会の議決が必要な税金の使い方について聞いています。その予算を使ってどんな契約をしているのか、B-b i zというフィルターを通すと答えない。そういった別府市に対して議会はどのように評価し、議会の議決の判断をすればいいのか。議会からすると、何に幾ら使われているのかよく分からない。資料請求しても出さない。言わば〇〇〇〇を議会で議決してくださいと言っていることと同じことになりませんか。

反論がなければ続けさせていただきますが、恐らくそちらの別府市としての筋論は、別府の副市長がB-b i zの理事長であるけれども、B-b i zは一般社団法人なので、そこは答えることができないという筋論だと思います。ただ議会からすれば、これまで5年間で9億円以上税金を使っている団体が、議会で議決が必要な予算について聞いているのに、どのような契約をしているのか議会で答えなくていいとする別府市やB-b i zのやり方、納得できません。

市民が、B-b i z L I N Kに対して不満や不安に持っている、税金がどのように使われているのか、適切に使われているのか。議会に情報も出さずやり過ぎして、一体誰のためなのですか。税金を払っている市民のためになるのですか。B-b i z L I N Kの都合がいいからしているのですか。それとも、別府市の都合がいいからしているのですか。今、別府市はどこを向いて市政を運営しているのか、このことに納得できない市民の方は決して少なくないと思います。少なくとも今のままでは市民の理解は得られない、余計なお世話ですが、このことは伝えておきます。

先ほどのアドバイザー委託事業の話に戻りますが、私の問いに否定はされていないので、先ほど申し上げた前提で質問していきたいと思いますが、アドバイザーの主な仕事は、簡単に言えばアイデアを出すことだと思います。別府市の地域経済をどれだけ元気にしたのか、ここが腕の見せどころだと思いますが、アドバイザーの3年間の実績や結果、すばらしいアイデア、たくさんあると思いますが、どうなっていますか。

- 副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

前提といたしまして、なぜそのアドバイザーが必要なのかという点について、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、B-b i zには市内の事業者の方からいろんな御相談がございまして、例えば融資の問題でありますとか、今後の事業展開でありますとか、本当に多岐にわたる、これは実際に実践として厳しいビジネスの中でしっかりと現場で実践されている方でない、そういった問題にも向き合えないということで、このアドバイザーも単にアドバイスするだけでなく、しっかりちゃんと軌道に乗るまで伴走していく、そういったところまで踏まえて今やっただいているところでございます。

観光のこのアドバイザーは、実績といたしまして、観光施設の立ち上げとか、大分企業でも経営再建の実績があるといったことでこれまでの経験、実績、そういったものを評価して、いろんな場面でいろんな事業に対して貴重なアドバイスをいただいているわけがございまして、それぞれの案件において正しい方向性を示していただいて、これまでも大きな成果を上げてこられたと思いますし、これからも十分期待できるというふうに考えておりまして、地域経済の振興に寄与してこられましたので、これからのそういった貢献や数々の実績というのは、このアドバイザーの存在なしにはなかったというふうに考えております。

- 8番（森 大輔君） アイデアだけではなくて、様々実績があるようなことをおっしゃいましたが、具体性に欠ける答弁だなと思っているのは、私だけでしょうか。恐らく理事長としてこのアドバイザー委託事業についてしっかり把握されているから、このアドバイザー委託事業については説明を今されているのだと思いますが、時間があればもっとたく

さん実績について答えていただけるのかもしれませんが、今の答弁では、決してアドバイザーが別府市にとって絶対必要な人材であるということは、どうしても感じられません。もし反論があるのなら答えてください。

- 副市長（阿南寿和君） 少々具体的な例を申し上げるのをちょっと忘れておりましたが、このアドバイザーの実績といたしまして、中長期の観光戦略、こういうものはそもそもなかったということがございます。そういったものを策定いたしまして実施に移し、具体的には中国市場の開発のための人気インフルエンサーのプロモーションの実施等々、それから画像等を使いまして閲覧していただく。そういったことでこれは合計8回で1,720万回閲覧を記録したというような実績もございます。

それから、大分県の観光案内所の連携ということで、体系的な計画の制定でありますとか、政策でありますとか、口コミサイトで利用いたしました受入れの環境整備の導入、それから観光、具体的には鉄輪エリアの開発でありますとか、あと、今は市民課でいろんな事業を進めております。具体的には申し上げられませんが、これはいずれ発表できるようなものもあろうかと思えます。

そういったことで、あらゆるところでそういったことで進めていただいているというようなことでございます。

- 8番（森 大輔君） 中長期の観光戦略の策定、そういったものができているなら、ぜひ議会で公表してください。そうしないとどういったものができているのか全く分かりません。

それと、今、理事長がくしくも幾つか事業を例に出して説明されましたが、今言われた事業の数々は、B－b i z L I N Kが再委託して行ってきた事業だと思えますが、それは全てアドバイザーの手柄ですか。アドバイザーが、まるでB－b i zの社長のように事業委託を取り仕切っているような印象を受けますが、そうだとすると、その答弁に驚く関係者も多いのではないのでしょうか。

アドバイザーの仕事かどうか分かりませんが、1つだけ私も今までB－b i z L I N Kがされてきてよかったなと思うことは、以前されたエール飯、あれはアイデア賞だと思います。しかし、あれ以外でコロナで不況に直面している飲食店への取組がされているのかよく分かりませんが、今までのアドバイザーの仕事ぶりを受けて高額だと試算されるこのアドバイザー委託料は、高いのか安いのか。いかがですか。

- 市長（長野恭紘君） 執行する側として、私から申し上げたいというふうに思います。

○○○○○はありません。ちゃんと出せるものは、一般社団法人という性格上出せないところも恐らくあるのだろうというふうに思いますけれども、当然出していただかなくてはいけない部分は出していただかないと困る。これは当然のことだと思います。これは議員とは一致するのだろうというふうに思います。

問題は、成果ですよ。この委託料の中でいかほどがアドバイザーのお給料として、報酬として具体的に幾らかというのは、これは存じ上げませんけれども、委託料全般として見たときに、世間一般的にですよ、私より給料が高いのかなと聞いたら、それは当然高いなど、こう思うのかもしれませんが、このいわゆるB－b i z L I N Kであり、DMOの組織の肝は何かといったら、人なのです。組織の中で、組織をつくただけで人がそこに、いい人材が集まらないと何もできませんから、それを独立した一般社団法人の中でいづれ入湯税という、これは増税でもありません。これはお預かりをした旅行者の皆さん方からお金を預かっていただいて、それを皆さん方、集めていただいた皆さんをはじめ民間の皆さん方で幾ら使っているかという、このクリーンなボックスの中で決めていただいた金額を執行している、そういうことだと。それで議会の皆さん方から議決をいただいて、執行しているということなのだと思います。

コロナ禍もあります。一人の人間の力で、この人がいたから、この人の一人の力だけでどれだけのことができましたかというのは、これは測れません。全体のB－b i z L I N Kとして動いていますから、そこの全部の経営としてしっかりとした経営をしていただきたい、結果を出していただきたい。その先頭を切ってマネージャー的な立場でやっていただくということなので、ただ、やっぱり成果が見えにくいということに関しては、いずれ、まあ、随分前からこれは議員の皆さん方から言われておりますので、しっかりとした成果をどの場面を出していくか。それぞれの場面場面で出していかなければいけないのだろうというふうに思っておりますので、そのことについては、私どももしっかりと求めていかなければいけない、こういうふうに思っています。

○8番（森 大輔君）今のままでは、このアドバイザー委託事業については、議会からするとどうしても、言葉は言い過ぎたかもしれませんが、適切ではないかもしれませんが、〇〇〇〇〇なのです。なぜなら、そこでどのように使われたのか、どのような契約に基づいて幾ら委託料を払っているのか、ここに資料がありませんので、議会からすれば、それは〇〇〇〇〇なのだろうな、分かりやすく言えばそういうことかなと私のほうは申し上げます。ただ、そちらの筋論では、これは一般社団法人なので契約事項については、別府市としてはお答えできませんよということについては理解しますが、そうでしたら、ここにB－b i zの理事長がいらっしゃるので、理事長を通して議会のほうに情報公開をしていただきたいなと思います。検討してみてください。

あと、価格に対しての評価ということで答弁されましたが、やはり資料としてないものを、今ここで議会でいきなり言われてもなかなか評価しづらいというのが、正直な感想です。実際具体的にどういったことをされてきたのか分からない以上、このアドバイザーがどんなに素晴らしいということを、そちらは知っているから言われているのかもしれませんが、私は会ったこともなければ、議会で紹介されたこともありませんので、一体どういった方なのかも分かりません。なので、それを分かってくさいねと言われても、なかなか難しいのではないのでしょうか。

確かに都市部では年間数千万という高額なアドバイザーが、報酬を得ている方もいるかもしれませんが、私は別府市の議員なので、他市の事情は分かりません。ただ、別府市の市民所得の平均が二百数十万、市長の月額報酬が決算資料によると約89万です。別に市長の肩を持つわけではありませんが、市長の業務は激務です。また、市長の報酬については、しかるべき審議会にて定められており、選挙で市民の付託を受けて選ばれた方が市長なので、しかるべき報酬をもらって当然だと思います。B－b i zが民間資金で、税金ではなくアドバイザーを委託するのであれば、たとえその報酬、委託料が別府市長の報酬より高額でも、少なくとも議会は何も言えませんが、それを税金で支払っているとしたら、それは市長よりも多くの実績・結果があるのか、厳しく求められることは言うまでもないと思います。高額だと試算されるアドバイザー委託料、市民の理解、共感、納得、得られると思いますか。

○副市長（阿南寿和君）お答えをいたします。

先ほど来申し上げておりますが、今まで十分に、今、実績も上げてこられましたし、これからも期待されるということでございますので、別府版のDMOの機能の充実ということも主眼としておりますので、これからも観光産業の発展に資するものだというふうに考えております。

○8番（森 大輔君）3年前、入湯税増税議論の検討委員会で、ある委員がこのように言っていました。「入湯税増税で得た財源でどのように地域経済を活性化できるのか、本当に財源を効率よく効果的に使うことができるのか」。指摘があったことを改めて考えています。

長期化するコロナ禍の影響で入湯税の税収もあまり期待できませんが、この入湯税を増税して高額なアドバイザー委託料を払うことが、本当に効果的で効率的な税金の使い方ですか。私は、改めて見直すべき事業だと思いますが、この事業について見直しはしますか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

この現下のコロナ禍の情勢の中で、全国的にもなかなか目につく成果というのは上げられにくいところがございます。B－b i z L I N Kの、昨日、市長からの答弁がございましたが、自律自走に向けまして、我々はある程度実力もついてきたということで、来年度以降にはもう少し明確に明るいものが見えて出してくれるのではないかというふうに考えております。その中で中心的な役割を果たしていただくというのはアドバイザーですね、当然必要だというふうに考えております。このアドバイザーという制度はしっかりと堅持しつつ、ただこの委託契約そのものは単年度ごとに契約をしておりますので、その状況を見ながら、そのときの情勢、需要を検討しながら、また次年度以降の契約についてはその場面で考えていきたいというふうに考えております。

○8番（森 大輔君） 考えていきたいという意味がよく分かりませんが、今後は見直していくという理解でよろしいですか。

○副市長（阿南寿和君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、単年度の契約でございますから、そのときの情勢によっていろんな要素も含めて、そして入湯税が一体どれぐらい見積もれるのかとか、そういったことも考えながら総合的にそこは検討し協議していきたいというふうに考えております。

○8番（森 大輔君） この議論を通して別府市政に思うことは、矛盾だと思うのです。これまで別府市は、市営施設の料金の値上げ、高齢者の市営温泉無料入浴券の廃止、高齢祝い金の廃止、補助金や福祉サービスの見直しなど、市民生活に直接影響が出る痛みを伴う予算削減が提案されてきました。正直、こういった市民生活に痛みを伴う予算削減については議決したくありませんが、財政上厳しいのでやむを得ないという理由で議決してきました。

また、今議会で北浜温泉テルマスを廃止することが提案されました。テルマス廃止については、長年にわたり利用者負担の決定や赤字解消が求められてきましたが、この施設で健康維持を続けていきたいと希望する市民の方からの失望する声を聞くのは、議員として正直つらいです。しかし、一方でB－b i z L I N Kという別府市がつくった団体に5年間で約9億円もの税金を使っています。コロナ禍の影響を受ける今、これを言うのは酷かもしれませんが、5年後、10年後どうなっているのか、未来のことは誰にも分かりませんが、少なくとも今の段階でB－b i z L I N Kの観光戦略について、地域経済の活性化を実感している市民の方は多くないと思います。

私とすれば、市民目線から見て理解や納得、共感することが難しいと思われる判断を行政がしているときは、率直に市政をただす。それが別府市のため、議員の務めだと思っています。決して悪意で指摘しているわけではないということは伝えておきます。

最後に、改めてB－b i z L I N Kの問題点、事業者選定の在り方、伝えていきたいと思っています。

B－b i zが完全な民間設立団体で、民間資金で事業運営されているなら、議会はB－b i zについて問うことはありません。別府市が事業者選定する場合、当たり前ですが、公平平等のために事業者選定については、価格競争なる行政ルールが適用されます。一方でB－b i z L I N Kは、税金を用いて事業者選定を行っているにもかかわらず、行政ルールの対象になりません。理論上、市役所からB－b i zに出向すれば、公務員ですら行政ルールにとらわれることなく事業者選定ができます。このようなB－b i zを、行政と民間のハイブリッドな官民協働組織の強みとして議会では説明されますが、それは強み

でなく、問題ではないでしょうか。行政ルールに縛られず、恣意的に税金を使った事業者選定ができるのが許されるのであれば、利害関係者と公務員の関わり方、税金の使い方について不適切と考えるのは、私だけでしょうか。

そういう意味で税金を財源にしているB－b i z L I N Kが行っている事業者選定については、行政ルールの適用、透明性を求めますが、いかがですか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

B－b i z L I N Kは、やはり社員総会、理事会、そして理事会の構成の中に理事以外に監事の方もおいでになっておりまして、金融機関の方が2名、それから税理士の方がおられます。

それから、事業の中には国からの交付金、県からの補助金というものもいただくというものも数多くございます。実際に国からの交付金については、会計検査も受検したりということで、そういった形で実施事業についてはしっかりと担保をされているというふうに思っております。法人なりの決裁ルール、決裁規程については、長くそれはまだ整備できていないというような答弁もさせていただきましたが、実はもう今年の1月に専門家の御指導の下で詳細な決裁規程を設けております。金額によりましてどこまでの決裁を取るかといったことについても細かく定めておりますが、そのルールの中身については、これはもう企業内の情報でございますので、差し控えていただいておりますが、そういった形で役職に応じた権限を明確にする、そして金額、内容によってルールを改定する。そういったことで法人の透明性というのは高めているところでございます。

しかしながら、今後B－b i z L I N Kが行う事業者選定に係る手法、委託料、負担金の使徒等につきましては、適正に事業を行ってまいります。先ほど来御指摘がございしますが、市民の皆さんに疑念を持たれないように、また議会に対しても、お示しできる資料は今後もしっかりとお示ししてということで透明性・公正性を高めてまいりたいというふうに考えております。

○8番（森 大輔君） 事業者選定に係る手法、委託料、負担金の使徒については改めるということは理解しますが、恐らく法的にはB－b i zの契約事項については情報公開の対象にないというのが、別府市やB－b i zの認識なのだろうと思っておりますが、このまま契約等情報を公開しないことは、市民に寄り添う市政なのか、問われている問題はここにあると考えているのは、私だけではないと思っております。それは先ほど来申し上げているように、B－b i zはただの民間施設ではないということです。

仮に法律でよくても、議員としては、それは納得できないところですが、今の法律や条例が完璧なら、それで市民の方の不満や不平がなければそれでいいかもしれませんが、実際はそうではありません。だから、議員は議会として市民の声を行政に届けるのが必要ではないでしょうか。そういう意味で指摘させていただいていることを、改めて伝えておきます。

それと、B－b i z L I N Kの方針ですが、前回の議会で市長が、B－b i z L I N Kの方針について言われました。平成29年から令和元年までB－b i z L I N Kの決算資料を見ると、別府市から約3億円支出しているのに対し、B－b i z L I N Kは3,000万しか利益を出していないことについてどのように評価したらいいのですかと申し上げましたら、市長は、「B－b i z L I N Kは、幾ら利益を出すかではなくて、B－b i z L I N Kの設立目的、例えば行政では解決できない地域課題の解決に取り組む、また地域経済の活性化に取り組む、起業創業支援に取り組む、そういった目的に対して幾ら効果が出ているのかで評価してください」と言われました。

私は今回質問するに当たり、行政メモを頂きましたが、その中に、「事業目的への利益を追求するという企業会計の理念の下、契約を行っております」というふうにあります。

私は、今までB－b i zは利益を追求しない一般社団法人だと理解しています。B－b i z L I N Kは、利益を追求する一般社団法人に方針転換をしたのですか。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

B－b i z L I N Kは、別府市の総合戦略の実現のために主に設立をされた法人です。執行側の私としては当然でありますけれども、あまりもうけないでくださいよと、それよりも設立の趣旨にのっとってしっかりと課題解決に取り組んで成果を出してくださいねというのは、これは当たり前の話で、私の法人ではありませんから。当然私の側はそう思うと。

実際にB－b i z L I N Kの側からすると、しっかり成果も出しますけれども、できるだけの利益を取りますよと。その利益の中から新たな独自事業をやるわけですから、それは私と一般社団法人B－b i z L I N Kは一体ではありませんので、私は私の意見として申し上げたということでございます。

○8番（森 大輔君） そうおっしゃらずに、やっぱり市長の号令でこのB－b i z L I N Kというものは設立されたと思っていますから、市長の意向がやっぱり最大限反映されるべきではないのかなと思っています。

これからもB－b i z L I N Kは利益を追求する一般社団法人ではなくて、その設立目的に対してどれだけ効果を出したのかで問われる非営利の一般社団法人で行くという理解で間違いはないですか。

○副市長（阿南寿和君） 一般社団法人ですから、もうけを分配するとか、そういうことはできないわけですが、次に今目標に掲げておりますこの別府のまちのために、地域の振興のために、次の事業に充てていくといったことは念頭に置いておりますので、利益をため込んだり、そういうことは考えていないと。例えば今年度そういった余剰金が出れば、次の年度でということ考えております。

○8番（森 大輔君） このB－b i z L I N Kについては、これからも注視していきたいと思えます。少なくともこの団体は、税金を使って活動している団体ですので、議会としても注視していくべきだと申し上げて、質問を終わります。

○議長（松川章三君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は21日定刻から一般質問を続行いたしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は21日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時44分 散会